

淀川水系流域委員会 第29回淀川部会

議事録 (確定版)

この議事録は発言者全員に確認の手続きを行ったうえで確定版としていますが、以下の方につきましてはご本人未確認の文章となっております。(詳しくは最終頁をご覧ください)。

川崎委員

日 時：平成17年4月11日(月) 10:00～13:00

場 所：京都リサーチパーク4号館 地下1階バズホール

〔午前 10時00分 開会〕

庶務（みずほ情報総研 鈴木）

皆様、お待たせいたしました。定刻となりましたので、また委員の皆様の定足数が目標に達しておりますので、これより淀川水系流域委員会第29回淀川部会を開会させていただきます。司会進行は、庶務を担当しておりますみずほ情報総研の鈴木が務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、いつものように、審議に入る前に幾つかのご報告、ご確認、お願いをさせていただきます。

まず、配布資料の確認をさせていただきます。袋詰めの資料の中でございますが、出していただいて一番上に緑色のいつものお願いがございます。また「議事次第」の後ろに本日の「配布資料リスト」がございます。資料につきまして、報告資料といたしまして3種類ございます。報告資料1「第43回運営会議結果報告」、資料2-1「部会所属構成一覧表」、報告資料2-2「各部会の委員名簿」でございます。それから、審議資料としては審議資料1「河川整備計画進捗状況項目」でございます。それから1点修正をお願いしたいんですが、審議資料2という資料でございますが、こちらにつきましては参考資料3ということでご訂正をいただきたいと思っております。脱ダムに関する論文等ということです。それから、その他資料として「委員会における今後のスケジュール」、それから参考資料といたしまして参考資料1「委員および一般からのご意見」、参考資料2として「琵琶湖・淀川流域圏の再生計画」ということでございます。資料に不足等がございましたら庶務の方までお申しつけください。

それから、発言に当たってのお願い等でございます。本日は一般傍聴の方にもご発言の時間を設けさせていただき予定でございます。その際には、封筒の中の緑色の「発言にあたってのお願い」をご一読ください。委員の方々の審議中は、一般傍聴の方々の発言はご遠慮いただきます。ご協力をお願いいたします。会議終了後、議事録を作成いたしますので、委員の方々、河川管理者の方々におかれましても、ご発言の際には必ずマイクを通してお名前をいただいた上でご発言いただきますようお願いいたします。携帯電話をお持ちの場合は、審議の妨げとなりますので、電源をお切りいただくか、あるいはマナーモードに設定をお願いいたします。

それから、河川管理者におかれまして新たに着任された方がお二方ございますので、ご紹介をさせていただきます。まず、近畿地方整備局木津川上流河川事務所事務所長の谷崎様でございます。それから、水資源機構関西支社日吉ダム管理所長の井上様でございます。以上、お2方が新たに着任をされてございます。

それから、本日は13時には終了させていただきたいと存じます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、早速審議に移りたいと思っております。今本部会長、よろしくお願いいたします。

〔報告〕

今本部長

第1回の委員会で淀川部会の部長に選任されました今本です。私は継続の委員ですが、これまでと同様よろしくお願いいたします。

あと、部長代理として、現在は部長代理を副部長と呼んでますが、千代延さんを指名させていただきました。千代延さんから一言よろしくお願いいたします。

千代延副部長

おはようございます。千代延です。委員としてよちよち歩きができるかできないかわからないときに副部長というようなことを仰せつかりまして、役目が果たせるかどうかわかりませんが、皆さんのご協力のもとに活発な議論が進むように努めさせていただきたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

1) 第43回運営会議結果報告

今本部長

それでは、まず報告事項に入らせていただきます。1)は第43回運営会議結果報告ですが、庶務からのご説明をお願いします。

庶務（みずほ情報総研 篠田）

3月30日に第43回の運営会議が行われました。決定事項としまして、まず「1. 決定事項」の最初の「・」ですが、テーマ別部会に関しましては、カラスマプラザにおいて4月24日に住民参加部会を13時から15時まで、それから利水・水需要管理部会が15時半から17時30分まで開催されます。

2番目ですが、委員の意見交換に関しまして、3月に新委員のための学習会がありましたけれども、十分な交換ができてませんので5月に改めて行うということが決まりました。

その次です。現地視察ですが、河川管理者から8コースを提示されておりましたが、各ダムと淀川の下流を先行して見学を実施すると、視察を実施するということに決まりました。それでここに書いてある5コースになります。時期ですが、5月下旬から6月中旬までの間で集中的に実施するようになります。

その次ですが、事前広報向けの審議内容に関しまして、いわゆるプレスリリースですが、これに関しては1週間前に確定させるように行っていくと。

その次です。次回の運営会議に関しましては、5月10日9時半よりぱるるプラザにおいて行います。第42回委員会は、5月17日火曜日16時から19時に開催します。

最後ですが、次回の運営会議までに、地域別部会とテーマ別部会で委員間の議論を通じて共通認

識を図っていく中で、ワーキングのテーマ等について検討を進めていくことが決まりました。

決定事項は以上です。

今本部長

何かご質問ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、次に進めさせていただきます。

報告事項の2番目は、テーマ別部会の委員構成についてということで、これも庶務からご説明いただきます。

2) テーマ別部会の委員構成について

庶務（みずほ情報総研 篠田）

報告資料2-1が、地域別部会・テーマ別部会の委員構成の一覧表になってます。

それで、3月30日に決まりましたテーマ別部会であります住民参加部会、それから利水・水需要管理部会のメンバーが決定しております。13名と14名でほぼ均等しております。

それから、報告資料2-2は各部会の委員名簿がついております。なお、これは3月30日現在の運営会議の仕様になってますので、それ以降、委員の所属の変わられた方もありますんで、そういったところがちょっとこの中には考慮されておられません。

以上です。

〔審議〕

1) 部会の進め方について

今本部長

ありがとうございました。

続きまして、審議事項に入らせていただきます。最初は部会の進め方についてです。

これは私の方で準備いたしましたメモを委員の皆さんのみに配らせていただいておりますが、これに基づいて説明させていただきます。

まず最初に、淀川水系の河川整備計画基礎案の論点を整理してみました。便宜上、現在の委員会を第2次淀川水系流域委員会と呼ばせていただきますが、第2次の委員会は、2005年3月に全委員を3組に分けた勉強会を開きました。それぞれ8時間ほどかけて、河川管理者からこれまでの審議の概要の説明を受けました。

河川管理者の説明は、「河川法の改正に伴う新しい河川整備の計画制度」「淀川水系の流域の概要」「淀川水系の現状」「淀川水系河川整備計画基礎案」「淀川水系5ダムの調査検討について」、それと「利水」の項目でした。

内容は第1次の流域委員会での説明の要約であります。あくまでこれは河川管理者側の言い分です。したがって、委員会側の意見とどこが違っているかということは明確ではありませんでした。河川管理者の考えはすべて「基礎案」に示されていますが、これらは国土交通省の方針にのっとったものでありまして、河川法、河川管理施設等構造令、河川・砂防技術基準、河川堤防設計指針、河川審議会あるいは現在の社会資本整備審議会河川分科会の答申・提言に示された内容と一致しています。

流域委員会の考え方は「提言」及び「意見書」にまとめられていますが、大筋では河川管理者の考え方と一致しています。しかし、事項によっては一致していないものもあります。この点についての説明が「勉強会」では全くありませんでした。このため、今後の審議を進める上で新委員と継続委員とで共通認識を持つため、私なりに整理してみました。

まず、環境に関する論点ですが、河川環境の範疇には「生物の多様な生息・生育環境」「健全な水循環系」「河川と地域社会の関係」などがあり、極めて広範かつ多様であります。「基礎案」では、河川形状、水位、水量、水質、土砂、生態系、景観、生物の生息・生育環境に配慮した工事の施工の順序で述べられています。

これに対しまして、第1次委員会の琵琶湖部会が中心となってまとめ、最終委員会で採択されました「基礎案の課題についての意見書」では、「環境の範囲を施設整備事業の対象となる環境と位置づけているのではないかと疑念を抱かせるほど限定的に捉え、自然生態系にもたらされる長期的、非可逆的なマイナスの影響の可能性に対する配慮が著しく欠落している」という厳しい意見が出されています。

これは私の個人的な見解ですが、この意見はやや厳し過ぎるのではないかと考えています。といいますのは、河川整備計画は「今後20年から30年間に実施あるいは検討する具体的施策をとりまとめ、策定するもの」でありますので、「基礎案」とこの「意見書」の観点にはずれがあります。

河川環境についての河川管理者の考えは河川審議会の答申・提言に沿ったものといえますと、基礎案の考え方は、例えば「河川環境管理のあり方について」（昭和56年12月）、「今後の河川環境のあり方について」（平成7年3月）、「新たな水環境・国土環境に向けた総合行政のあり方について」（平成11年3月）などによる述べられています。不十分な面があるかもしれませんが、「長期的、非可逆的なマイナスの影響の可能性」への配慮をしていると見るべきだと思います。逆に具体的な施策でいいますと、「提言」にはそれが欠落しており、委員会側にも確固とした河川環境観があったとは思えません。

要するに、河川環境に関する認識は、河川管理者側及び委員会側のいずれにも確固とした共通認識が持てるほど醸成されているとは言えず、住民とも連携して模索していかざるを得ないのではないかと考えています。

なお、具体的な施策を整理しますと、「水質の改善：安全でおいしい水」、「連続性の確保：ダム・

堰や護岸で遮断された縦横断方向の連続性」、「非一様性の確保：直線河道から瀬・淵のある蛇行河川へ」、「非定常性の確保：自然のダイナミズム（攪乱）」といったものがありますが、これらについては河川管理者と委員会の基本的な認識は共通していると思っております。ただし、具体的な工事内容については改善を要するものも多く、それを指摘し、改善策を示すのが委員会の役割と考えています。

治水及び利水とも関連いたしますが、ダムや堰からの放流操作の問題は、環境問題と密接に絡みますので、どのような操作が望ましいかについて委員会が積極的に発言していかなければならないと考えています。

次に、治水に関する論点です。これまでの治水事業は「一定限度の規模の洪水を対象とし、その氾濫の防止に必要な計画を策定して、これに基づき河川工事を実施する」という方法により進められています。しかし、「洪水は自然現象である降雨に起因するものであるから、計画の規模を上回るきわめて規模の大きな洪水が発生する可能性はつねに存在している」ことは確かです。

このため、流域委員会は、「これからの治水は、いかなる大規模の洪水に対しても壊滅的な被害を回避するようにしなければならない」としました。さらに具体的な施策として、河川対応と流域対応を併用することを提言しています。この考え方は、河川審議会が答申した「総合的な治水対策の推進方策についての中間答申」（77年6月）や「総合的な治水対策の実施方策についての提言」（88年3月）に若干の差異はあるものの、ほぼ一致しています。

ここに、河川対応というのは、これまでの中心であった河川における施策を意味し、流水断面の拡大・放水路・捷水路・堤防強化などによる流下能力の増大、ダム・遊水地などによる洪水流量の制御・抑制、洪水時における情報の収集伝達・水防活動などの危機管理といったものが含まれます。また、流域対応とは流域における施策を意味しまして、森林整備・調節池などによる流出流量の抑制、土地利用の規制・建物の耐水化・二線堤などによる洪水氾濫の管理、洪水時における情報の収集伝達・警戒避難活動などの危機管理があります。

「基礎案」に示されました施策は上記の多くを含んでいますが、二線堤のように全く無視されているものもあり、より広範囲の施策へと転換する必要があります。

第1次委員会で問題とした事項を2つ示しておきます。

1つは計画で対象とする洪水です。委員会側は「既往最大」という実績洪水の採用を主張したのに対しまして、河川管理者側は「既往最大規模洪水」を採用しようとしています。既往最大規模洪水は既往最大洪水時の雨量を採用しているものの、引き伸ばしやカバー率によって洪水流量を実績のものより大きくする操作を行っており、基本高水の算定時と同じあいまいさを含んでいます。

もう1つは堤防補強の考えです。破堤原因の75%を占めるといわれます越水を河川管理者はかたくな

に配慮しようとしません。越水は当然起こり得ることと認識しながら、堤防補強で配慮から排除しようとしていることを、委員会側は理解できないし、見逃すこともできません。

河川管理者も越水を配慮しようとしたことはありました。淀川水系流域委員会が設立されます7カ月前の2000年6月に、建設省河川局治水課は「河川堤防設計指針（第3稿）」を発表し、外力として浸透・浸食・越水・地震の4つを取り上げました。ところが委員会が発足した1年6カ月後の2002年7月に越水を除外しました。その理由として、「目的に応じた構造の検討が個々になされるものであるから指針の適用外」としています。そうしますと、ではなぜ2000年6月には取り入れようとしたのか、浸透や浸食や地震については個々に検討しなくていいのか、納得できる説明をいただきたいと考えています。

3番目、利水に関する論点です。利水について議論する際に基本となります「水需要の精査・確認」についての河川管理者の説明はおくれにおくれました。第1次委員会の終盤になってようやく説明がなされましたが、その内容はそれまでに新聞などで報道されていたものを超えるものではなく、この程度の説明がなぜこれほどおくれたのか、河川管理者の姿勢に委員会は不信感を覚えるほどでありました。

このため、結局、利水についての議論は余り活発に行われていません。第2次委員会で改めて議論しなければならない課題であります。テーマ別部会として、これまでの「利水部会」が「利水・水需要管理部会」に改められて集中的に審議される予定でありますので、その成果に期待したいと考えています。

利用についての論点です。利用で最も問題となりましたのは、河川敷の運動グラウンドとしての利用についてであります。地元住民の一部に強い要望があることを委員会はよく承知しています。しかし「河川生態系と共生する利用」という観点から、少なくとも新規の設置は行わないということを求めています。この問題については、この流域委員会以外の委員会でも検討されていますので、それとの連携が必要と思われます。

最後に、ダムについての論点です。流域委員会はダムに対して、終始一貫して厳しい態度を貫いてきました。2002年5月の「中間とりまとめ」で、淀川部会が「ダムによる洪水調節は、自然環境を破壊する恐れが大きいと、原則として採用しない」と表明したのを初めとして、2003年1月の「提言」では、「ダムは、自然環境に及ぼす影響が大きいことなどのため、原則として建設しないものとし、・・・」と表現しています。この表現に至るには真剣な議論が重ねられ、「極力」とするか「原則」とするか、また「抑制する」とするか「建設しない」とするかで、委員の投票で決めたほどであります。

2003年12月の「意見書」では、「事業中のダムはいずれも、中止することも選択肢の一つとし、提言の趣旨を尊重した抜本的な見直しが必要である」として、さらに踏み込んだ表現をしています。

2005年1月の「事業中のダムについての意見書」では、基本的な考えとして、環境面では「ダム建設により起こりうる環境負荷を治水あるいは利水の効果と比較し、治水、利水の効果が自然環境に及ぼす

負の影響にもまして人間生存に不可欠と認められる場合に、はじめてダム建設が認められる」、治水面では「これからの治水は、河道の整備や堤防を補強して破堤しないようにするなどの河川対応ならびに土地利用の規制や避難活動などの流域対応の併用を基本とするべきであり、新たなダムの建設は他に実行可能で有効な方法がない場合の最後の選択肢とするべきである」、また利水面では「きわめて一部の例外はあり得るものの、利水面からの新規ダムの建設を行わず、水系全体で安定した利水の枠組みを構築する必要がある」としています。

このように厳しい考えに立ちながら、個々の事業中のダムについては「ダム建設の方針について可及的速やかに結論を出す必要がある」と述べるにとどめています。これは、「委員会は河川管理者の案に意見を述べるのが本来の姿であり、管理者が方針を示していない段階で方針を拘束するような意見を述べるべきでない」という意見を配慮したためであります。しかし、この委員会では、河川管理者の方針が示された場合、あるいはたとえ示されなくても一定期間が経過した場合には、委員会としてより明確な態度を表明する必要があるのではないかと考えています。

そういう状況の中で、この淀川部会はどうしていくのか。淀川部会の対象範囲が、これまでの淀川部会と違いまして、鹿跳溪谷の下流端、つまり天ヶ瀬ダムの貯水池の先端ですね、それから下流がこの淀川部会の対象範囲です。これは淀川河川事務所の対象区域ということでもあります。

そうなりますと、この淀川部会からいわゆる新規のダムというのは、天ヶ瀬ダムの再開発を除いてなくなります。ですから、直接のダムは新規のダムというのではないわけですが、ダムの問題はできるだけ委員会で扱うということですので、この淀川部会ではできるだけ淀川部会の対象範囲にある河川事業についてのいろんな審議を行いたいと思っています。

ここで1つ提案ですけども、この流域委員会の規則によりますと、部会長が議長を務めるということになっています。しかし、部会長がいつも議長ということで進行役を務めると、どうも議論が余り活発にならない可能性もあります。したがって、進行役を新たにつくりまして、その進行役の司会で進めていくと。その次の、次回の淀川部会は今回の進行役の方が指名していくということで、次々リレー式に進行役を指名していくというふうにしたいと思うんですが、そういう進め方でいかがでしょうか。どうぞ。

金盛委員

金盛です。今の委員長さんのご発言ですけども、そのようなやり方で果たしてうまく運ぶかどうかということは必ずしも保証されておりませんね。だれを指名されるかにもよるかもしれませんが。

指名された方の、そのいろんな技術ってあると思うんですね。意見としては言えるけれどもまとめることは不得手だとか、あると思いますね。ですから、その時々そういうことをかえていくということ

については、私はちょっと疑問を持ちます。やはりこれは委員長さんにですね、そのかわり委員長さんも、いや部会長さんも発言してもらったらいんじゃないかと思いますが。どんどんと。

今本部会長

私が別に責任を逃げるわけではありませんが、この淀川部会として何かを決めるとき、このときには確かに私はきちんと議長として決をとるつもりです。

ただ、議論をするときの進行役ですね、その部分とっていたんですけどね。それでもやっぱり難しいでしょうか。

金盛委員

もう少し具体的に、そしたらどういう役割を担うんですか。

今本部会長

例えば河川管理者側に、この審議のこれ以降の、じゃ次この件についての説明をお願いしますとかですね、それで河川管理者側が説明をする。そうしますと、それに対する意見はありませんかとか、皆さんに意見を求める、そういった進行する役です。

はい、どうぞ。

金盛委員

そのそばに部会長さんがおられて、それはそれなりの、部会長さんとしてのその全体の運びはされるわけですか。

今本部会長

はい、それはします。ですから、そのうちの一部の進行を進行役にお任せしたい。

例えばこれまでの淀川部会でも、部会長がおられてその横に部会長代理がおられる。きょうの進行役は、じゃ部会長代理をお願いしますという形で進めてきたことはあります。それを1つのモデルと考えているんですけども。

はい、どうぞ。

本多委員

本多です。順番に回すということに私は賛成したいと思います。

その理由なんですけども、実は前委員会のときに私はダムワーキングの副リーダーというようなことを経験したりしておりましたが、リーダーが病気で倒れられたり、それから猪名川部会の部会長が病気で長期欠席されたりすることがありまして、私がこういうところで司会進行するということは恐らくめったになかったんだろうと思うんですが、たまたまそういう事情がありまして、何度か猪名川部会とダムワーキングの方の座長をさせていただく機会に恵まれました。

その中で、その席に座ってやらせていただいているときと、この席に座って委員として発言しているときとの立場の違いというものをすごく実感して、また全体をやっぱり見る機会というものを与えていただけたんだと思います。ここでは、委員席に座っているときは、いかにこの議論の中に自分の意見を絡ませるかということを生懸命考えてたんですが、前の席に座ったときには、やっぱり全体を見渡すというようなことを体験させていただいたというふうに思います。

そういう意味では、司会を皆さんで交代するということが、この委員会の今の議論をそれぞれ皆さんが理解する上においても随分大きな役割を果たすのではないかなあというふうに思いました。

それで私はぜひ、やはり部会長がまとめたりすることは必要だと思いますが、司会を順次皆さんがやっていくというのはいろんな意味でプラスがあるんじゃないかというふうに思いますので、そういう意見をつけ加えておきたいと思います。

今本部会長

ありがとうございました。はい、どうぞ。

嘉田委員

嘉田でございます。手続論で余り時間をとりたくなくて中身に入りたいのですが、今の本多委員の意見には反対でございます。これはある意味、学級委員会ではないので、行政にとって大変重要な意思決定をしていかなければなりません。

ですから万一、さまざまな方が進行するとしたら、少なくとも運営委員会でどういう議論がされていて、その日の会合ではどういう資料を出してどこまで持っていくのかということ、いわば運営側がきちんと理解をしていない限り、いわば形式民主的なものは成立し得ないのではないのでしょうか。

つまり、条件つきには賛成でございます。きちんと運営会議の背景を知りながら、その日の当番になる人は、その日にどこまでの目標を達成すべきかを自覚をした上でスムーズな運営をしていただければ可能ではありますが、それにしても少し安易ではないかということ懸念をいたします。

今本部会長

わかりました。それじゃ当面、本日ですけども、この部会の前に事前打ち合わせということで、部会長と副部会長はこのきょうの会議の事前打ち合わせをしております。

そういう意味では、少なくとも副部会長は全体の把握をしていますので、副部会長がするということよりはよろしいでしょうか。

嘉田委員

嘉田です。はい、副部会長は逆にテクニカルな意味で進行ということは可能だとは思いますが、今の流れからして。またほかの方のご意見も。

今本部会長

わかりました。金盛さん、いかがでしょうか。

金盛委員

金盛です。異存はありません。

今本部会長

はい。じゃ。

三田村委員

三田村でございます。他部会の人間なのですが、3つの点で賛成できないと思います。

1つは、部会長を選出するときに議長としての役割を担うんだという共通認識のもとに選出されていると思うんです。したがって、そういうプロセスから考えるとやはり賛成できないということ。それと、部会長が意見を述べられるときには副部会長に司会をかわることは全然問題ないと思いますので、そのようにしていただければいいと思います。あるいはその議題の途中でかわっていただくことも可能でございますので、全然問題ないと思います。

もう1つは、順番に回していくということになりますと、庶務の日程調整がほとんど不可能になるかと思います。あらかじめそういう人を定めたとしても、一月以内でもし次の部会が開かれるとしたら非常に困難になる可能性があります。

3つ目は、これは最も私が恐れることですが、他部会への波及効果でございます。

今本部会長

わかりました。それでは先ほどの提案は取り消します。全面的に取り消すわけではありません。一応、きょうは副部会長の千代延さんに進行役をやってもらうということではよろしいでしょうか。

それでは、ここからは千代延さんに。今の議論を聞いていて、私はそういうふうにしたらどうかと思ったんですけど、反対される理由ももっともだと思いますので、そういうふうにさせていただきますが、きょうは予定どおりといたしますか、千代延さんをお願いします。

2) 事業進捗点検について

千代延副部会長

それでは進行役、進行のところを私の方で務めさせていただきます。

先ほどから意見が出ましたように、ご懸念のことが当たらないようにできるだけ努めてまいりますので、皆さんよろしくご協力のほどをお願いいたします。

それでは次の議題です。河川管理者の方から事業の進捗点検についてご説明をお願いしたいと思います。

その前に、ちょっとだけお願いをしておきたいんですが、きょういただいております「河川整備計画進捗状況項目」というもの、これは相当なボリュームがあります。したがって、このご説明を一気にこの場でやっていただきますと、ほとんどこの説明に時間をとってしまうと思いますので、この回と次回に分けてご説明をお願いしたいと思います。

中身は大きく、実施項目と調査・検討項目の2つになっておりますので、実施項目の中から何項目か今回やっていただき、調査・検討項目の中から何項目かやっていただくと。それで残りは次回にお願いしたいと思います。

それから、基礎案との関係ですね、これは整備シートですから極めて具体論になっておるわけですが、基礎案との関係をどこか1つでいいですけども具体的に説明をしていただいて、その後それぞれの説明に入っただけならと思います。よろしゅうございますでしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

淀川河川の吉田でございます。河川整備計画の進捗状況の項目について報告をさせていただきます。お手元の審議資料1ですが、表紙をくっていただきますと一覧表が横長で並んでおります。これは基礎案の個々の項目につきまして、この淀川部会にかかわる部分のすべての項目を網羅したものでございます。

1つ事例を挙げてご説明をさせていただきますと、整備シート、分厚い資料でございますが、これがお手元、ちょうど机の上の左の方の山の下に入っておるかと思っております。これを見ていただきますと、後ろの方に表といいますが、項目ごとになっておりまして、左の肩のところに環境-1から始まって、治水、利水、利用という順で、整理されてございます。これがその整備シート番号というものでして、これと基礎案との関係なんです、この表の前、ですからこのとじてあるものの前の方ですけど、この中に基礎案の5章、具体的な整備内容と部分を抜粋したものがございまして、この中に赤書きの括弧書きで環境-1から順に番号を打ってあります、少し小さな字ですが、ここの部分が個々に先ほど申し上げた後ろの整備シートというものになっておりまして、その整備シートの番号と先ほどの審議資料1のこのシート番号が合致しているという形でございます。

そして、一覧表の方の説明ですが、それぞれのシート番号ごとに事業名、該当事務所、進捗状況、平成16年度の実施状況、そして今年度、平成17年度の予定ということで整理しております。特に、基礎案の中で、実施しますというふうに書いている部分と、それから調査・検討しますというふうに書いている部分に分かれますが、実施の項目を前の4ページ、それから調査・検討の項目を後ろの4ページということで、これも分けてこの一覧表では整理をいたしております。

この一覧表、今申し上げましたように、淀川部会だけの項目を取り上げてございます。本来、整備計

画は一本でございますので、すべてのエリアのものを網羅しておくのが常でございますが、申しわけございません、ちょっと本日間に合っておりません。今後、他の地域部会の中で一本化していく格好になってまいろうかと思えます。本日は淀川部会だけということでご容赦願いたいと思えます。

個々の一覧表については、説明は省かせていただきまして、その後ろに今度は縦長の資料になりまして、河川整備計画進捗状況報告項目というのがございます。これが左の方に1番から19番まで番号を打ってございますが、先ほどの一覧表の一番左の欄に打っている番号とこれが合致しております。つまり、すべての項目ではなくて、点検という意味でそこからピックアップして詳しい内容を整理したという状況でございます。本日は、ご議論いただく時間も少ないということですので、この中から実施につきましては1番から6番、それから調査・検討につきましては12番、13番、以上8項目について説明をさせていただきたいと思えます。ご議論のお時間をいただくために、後で質疑等でいろいろやりとりさせていただくことも考えまして、説明については極めて簡単にざざっと説明をさせていただきたいと思えます。

まず、この資料の構成なんです、1ページを見ていただきますと、最初の項目が環境 - 6ということで、「横断方向の河川形状の修復を実施（赤川地区）」となっております。この1ページが、先般1月に出されました意見書の間とりまとめの部分そのまま抜粋をいたしております。次に2ページ目が「『実施』の概要」ということで、基礎案の記述、それからその実施内容、そして事業の数量・諸元等、3ページがその図面等の説明資料というような構成。これが1つの項目になりまして、以下ずらずらと項目ごとにこういう整理でなっております。

まず、1つ目の横断方向の河川形状修復、赤川地区ですが、3ページを見ていただきたいと思えます。この赤川地区と申しますのは淀川の河口から11km付近でございます、淀川大堰のすぐ上流、城北ワンドのすぐ下流のところ、城東貨物線という鉄道橋があるところでございます。上の写真のように、かつて水が走って、たまりがあったわけですが、昨今干陸化しまして、グラウンド等での利用がなされているというところでございます。ここにつきまして河川形状の修復ということで下に、ポンチ絵風ですが、たまりを再生していこうということで、まず1期の工事箇所として、その先端部分を切り下げるという工事です。現在、既に工事中でして、かなり形が見えてきておるといふ今現時点の状況でございます。

失礼しました。1つ言い忘れしました。この資料ですけど、昨年10月の段階でお出ししてますので、そこから変わった部分については、2ページの下から3行目にございますようにアンダーラインを引いております。これが昨年10月にお出ししたときと変わった部分ということでございます。

続きまして、2番目の項目ですが、同じく横断方向の河川形状の修復を実施、海老江地区ということ

です。これについては6ページをごらんいただきたいと思います。この海老江地区は淀川の河口から大体4.5kmぐらいのところ、淀川大堰の下流でございます。国道2号線の橋梁がかかってますが、そのすぐ下流の左岸側のところでございます。昔は、淀川の河口域というのは干潟が両岸に沿ってあったわけですが、地盤沈下によりましてもう現在はほとんどないという状況です。ここに干潟を造成しようということで、そこの写真にございますように、これは既に形状としては完成をいたしてありまして、満潮時には島状になり、干潮時にはかなりの陸地の面が出てくるという状況になってございまして、モニタリング調査をしてありまして、かなり多くの鳥がこの冬にも集まったということで、今後引き続きモニタリングを継続していくということでございます。

続きまして3つ目ですが、桂川支川小泉川、縦断方向の形状修復の実施でございます。これにつきましては9ページをごらんいただきたいと思います。この小泉川、桂川の右支川でございまして、淀川本川に合流する少し上流のところ。上の写真にありますように、小泉川が桂川に合流するところ。こういう大きな段差がついているということで、魚類の遡上等に大きな支障を来しているということから、ここに魚道をつけようということでございます。昨年10月の段階で、その下のイメージ図、左の方の分でございますが、こういうのを考えているということでご報告をさせていただきましたところ、いろいろと構造が課題ではないかというようなご意見をいただいております。今回これを見直しまして、右にございますように、魚道幅を2m縮め、魚道の延長を10m縮め、さらに落差を少し、2段だったのを1段にし、木工沈床等でかなり自然にも配慮した格好で、その下の方のイメージのものというふうにご覧いただいております。この絵の関係上、魚道部分が長く見えますが、実際にはこれは以前に比べて10m短くなってございまして、今年度工事を実施する予定でございます。

続きまして4点目、堤防補強でございます。これにつきましてはちょっと飛びますが、15ページをおあけください。木津川の下津屋地区でございます。堤防補強を淀川では最初に実施する箇所です。下に横断図がございまして、堤防の前側、川側に透水性の低い粘性度のものを張りつけまして、水が入りづらいようにする。そして、堤防の裏側、陸地側の方にはドレーンを設けまして、入った水は速やかに抜けるようにする。さらにかごマットによりましてそれを押さえて、越水に対しても一定効果を期待しているということでございます。あわせて、高水敷の切り下げを行って横断形状の修復も行っているというものでございます。現在、この堤防補強の工事は既にスタートいたしてありまして、高水敷の切り下げにつきましては今後地域の方々にも説明をいたしながら進めていくという予定でございます。

次の16ページが今年度実施する堤防補強の箇所の図でして、ここの下津屋地区が木津川が一番下流側、右岸側に赤のラインがついている部分でして、今年度、木津川の上流側、さらには桂川の方も堤防補強

対策を実施するという予定にいたしてございます。

それから、次の5番目ですが、淀川の高規格堤防整備事業ということで、これはいわゆるスーパー堤防事業でございます。これは幾つか箇所がありますけれども、代表的に19ページ、枚方地区について説明をさせていただきます。19ページの位置図、断面図のように、かなり幅の広い堤防をつくらうということですが、この枚方地区につきましては、ちょっと写真が古くて恐縮ですが、このスーパー堤防そのものの工事は既に完成をいたしております、現在この上に建設されます関西医大枚方病院の工事が鋭意進められているという状況でございます。

それから、次の6番目ですけれども、陸開操作時間の短縮化の実施ということで、20ページですが、これは前回、10月の段階にはこの項目はございませんで、今回新たに追加した項目でございます。これにつきましては22ページをごらんいただきたいと思います。

陸開というのは、堤防の一部が例えば橋梁等で低くなっている。本来、橋梁を堤防の高さまで上げればいいわけですが、時間もかかりますし、相当の費用もかかるということで、その低くなっている部分だけをゲートで閉めようというのが陸開というものでございまして、ここの国道2号線の部分が堤防に比べて低くなっておりますので、ここを高潮のときなどにゲートで閉めるというのですが、ここのゲートはちょっと変わっておりまして、片側を支点にしまして半円形を描くような格好でばたんと閉まるというような構造になっております。高潮のときにはこういう格好で閉めるわけですが、閉めることによりまして交通が遮断をされますので、できるだけ早くあけてほしいとか、閉めている時間を短くしてほしいというようなご意見もあって、この陸開の閉めている時間を短縮化しようということでございます。

その前のページ、21ページに帰っていただきまして、一番下のところですが、今まで開閉するのに30分かかっていたものを、油圧ポンプの能力をアップいたしまして約20分ということで、少しですけれども、その操作時間を短くすることで全体の閉鎖時間を短くしようという取り組みを行ったというところでございます。

以上が実施の項目でございまして、次に調査・検討の項目、少し飛びますが、51ページ。まず、河川レンジャーでございます。河川レンジャーというのは、河川管理者と地域の方々との介在役として多くの方々になっていただいて、地域と川を結びつける役割を担っていただくということを考えておりまして、そういう新しい制度でございます。

55ページの下のところですが、宇治川周辺河川レンジャー検討懇談会ということで、宇治川周辺で試行的に河川レンジャーという方々の活動を行いまして、その中でいろいろとどういったものかというところでご議論をいただいております。今般それを淀川管内河川レンジャー検討懇談

会とし、宇治川周辺については伏見管内河川レンジャー運営会議という格好で整理をいたしまして、全体の構成としては次の56ページですが、全体のレンジャー懇談会の中に個々の、私どもの淀川河川事務所の出張所ごとにレンジャー運営会議というのを設置いたしまして、その中で個別に地域ごとにレンジャーの活動を支援していくという格好を考えておるところでございます。

伏見管内のところでは試行的にやっておりましたが、58ページの、3)のところではアンダーラインにありますように、伏見に加えまして福島出張所で運営会議が立ち上がりまして、ここでも河川レンジャーの任命をお願いしたところでございます。現時点では、一番下にございますように、沿川市町にリーフレット等を配付いたしまして、いろいろとPRに努めているというところでございます。さらに各出張所レベルで各地域ごとにこの河川レンジャーを募るといいますか、見つけるといいますか、そういう発掘をこれから進めていくという段階でございます。

それから次に、59ページ以降、水害に強い地域づくり協議会でございます。これにつきましては河川管理者、それと自治体、それから住民の方々を含めて、やはり洪水によりましてしびといわれていますが、したたかな地域を地域と一緒にやってつくっていくというような取り組みでございます。62ページをおあげください。昨年までの段階で木津川右岸、宇治川左岸地区、それから木津川左岸地区についてこの協議会を立ち上げておりましたが、今般、桂川地区についてもこの協議会を立ち上げたところございます。現時点ではまだ行政レベルでのいろんな取り組みといいますが、行政レベルでこういう取り組みをまずご理解いただいて、それをどう浸透していくかというような状況でございます。今後、住民の方々をどう巻き込んでいくかというのが課題となっているという状況でございます。

ざっとした説明で恐縮でございますが、以上でございます。

千代延副部長

はい、ありがとうございました。

それでは、ただいまの河川管理者の説明に対しまして、委員の皆さんから最初に質問がありましたら出していただきたいと思っております。実施項目6つと調査・検討項目2項目ありましたけども、最初に質問の方は実施項目6の方から出していただければと思います。よろしく申し上げます。

はい。

高田委員

ちょっと質問ですけど、15ページの色刷りの絵の中の一番下ですが、断面拡大工法、「既設堤体と同等あるいは透水性の大きい材料」と。これは「透水性の小さい材料」ですね。はい。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

淀川河川の吉田です。大変恐縮でございます。透水性の小さい材料の間違いでございます。修正をよ

ろしくお願いします。

千代延副部長

はい、ほかにどうでしょうか。

はい、寺川委員。

寺川委員

今15ページが出ましたので、この横断図で、いわゆる側面といいますか、段切り施工の上に「張芝」というのがあるんですけど、この張り芝というのは恐らく次の16ページの他の箇所でもこういう施工が行われるのではないかと思うんですが、芝よりは生態系とか植生のことを考えますと、もっと適切な植栽が必要ではないかと思うんですが、いかがですか。

千代延副部長

はい、河川管理者。どうぞ。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

淀川河川の吉田です。確かに、単一の芝でやるよりはいろんな植生がまざっている方が生態系にとってはいいというのはおっしゃるとおりなんですけど、これは前委員の有馬先生の方からのご意見等もあるんですが、最初に芝を張っても、芝といいますのは相当綿密に管理をしないと、すぐにほかの植生が入ってきちゃうということがありまして、二、三年するうちにそれなりの自然植生に変わっていくので、そういう意味では最初は芝にしても余り問題はないというようなご意見をいただいております。

それともう1つは、最初の段階から侵食に対して堤防を保護する必要がございますので、そういう意味からいたしますと、最初は張り芝にしておくことが一番望ましいというふうに考えております。

千代延副部長

はい、ありがとうございました。村上委員、お願いします。

村上興正委員

今言われたように、土壌浸食防止のためには芝を張ることは必要だと思うのですが、それで芝は除草剤を使わないで年2回程度の草刈りだけする。そうしますと、芝は他の植物との競争に負けましてほかのものに置きかわります。それで、芝刈りを6回から12回やりますと芝が維持されます。そういうことなんで、芝を張ることに対してはいいんですが、管理の仕方を考えて欲しいのです。もう1つ考えてほしいのはその場所の植生保全のことで、私は寺田地区のことをかかわり合っているんですが、現植生を置土しておき工事終了後に覆土してもらったら、例えば10m幅で、50mでも100mでも結構ですけども、要するにある幅で原植生を残すような配慮をすると、そこからもとのやつが復元してきます。やっぱりもとなかったらあかんです。だから、原植生を完全に取ってしまうというようなことをすると復元に

随分時間がかかりますので、もとの植生を一部残すような工夫をするとそこから拡大してきますので、そういう形にしてほしいのです。

千代延副部長

はい、河川管理者。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

淀川河川の吉田です。今のただいまのご指摘について、木津川のもう少し上流のところ一度そういう試行をさせていただきまして、うまくいっている事例がございますので、そういったことについてはこれからも積極的にやっていきたいというふうに考えております。

千代延副部長

はい、ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

はい、水山委員どうぞ。

水山委員

水山です。細かい話をします。9ページの小泉川の魚道ですが、既に議論があるのかもしれませんが、これは天井川じゃないですか。この高さで維持するんですか。天井川解消を考えながらもう少しトータルな話、下げてもいいので、要するに魚道で持っていかななくても。要するに、金かけて、この高さで今後とも維持する川だったかなと思ったんですが。

千代延副部長

はい、河川管理者お願いします。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

小泉川につきましては、合流点のところがバック堤になってございます。1kmもいかないかもしれませんが、そこから上流が自己流。バック堤といいますのは本川と同じ高さの堤防という意味で、つまり本川の水がバックしてその支川に入っても大丈夫なような構造という意味合いでございます。上流の方はそんなに天井川ではございませんが、そこからバック堤に移る区間ぐらいのところでは天井川になってございます。ただ、そこにつきましてはそれぞれこういう床どめ工等設置されてございまして、河床の高さが安定しておりますので、全体として下げるという話にはなっていないのかなというふうに思っております。

千代延副部長

水山委員、よろしいですか。

水山委員

いえ、まだ納得はしてませんけど。

千代延副部長

はい、高田委員どうぞ。

高田委員

高田です。小泉川の件は、一番最初の非常に長い魚道というのはやはり問題あるなと思っていたらこちらで指摘されて、その後かなり短く、つまり下流側の河床低下の部分をむしろ上げるという形で短くする方法の絵がかかっているはずなんですね。それは淀川環境委員会の方で個別に聞かれているんですが、決定版はこれでいこうということにまだなっていなかったように、今目下進行中みたいな形です。私の方も、この一番上に見えている堰堤、これはかなり切り下げるといって絵がかかっています、むしろこの下流の桂川の河床がうんと下がっている、そこで布団か何かでむしろ上げてあげると。両方から持ってきて、上げて下げて落差を小さくして、それで短くしようと、そういう形の方針になっているはずなんです。最終の絵はまだ私は見てないんですけど。

千代延副部長

はい。河川管理者どうぞ。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

これにつきましては、今もお話ございましたように、淀川の環境委員会の委員会そのものではなくて、個別の先生方に対していろいろとご意見をちょうだいしながら進めているという今のところ状況でございまして、この一番下のイメージ図がございしますが、これについてはまだ環境委員会としてご了解をいただいたというものではございませんけれども、現時点でこういうイメージで考えているということできょうお話をさせていただきました。

千代延副部長

はい、ありがとうございました。よろしいですか。

はい、寺川委員、どうぞ。

寺川委員

私も、この魚道についてはもっと工夫が必要ではないかと思えます。これまで議論してきた、いわゆる環境面を考えたとき、ちょっと見ただけでも非常に人工的な感じもしますし、もっと環境を配慮した魚道設置を工夫といいますが、検討していただきたいと思えます。

千代延副部長

はい、綾委員どうぞ。

綾委員

綾です。魚道のことに話が集中しているようなんですけども、ここで淀川の本川と小泉川との間に落差が

3 mぐらいあるということが基本的な問題になっております。例えば、魚道を短くするために上流側の床どめ工、落差工を下げるという話も、もちろんそれは可能性としてはあるわけですが、その上にも続いているわけですね。下流側の話は、下流側の魚道の部分をちょっと河床を上げて何とかという対策がございますね。そうしますと、じゃ、淀川の本川とどういぐあいにつなげていくかということで、私は現地に行ったことございますけども、ここから先50mぐらいずっとほとんど平らな、平坦な河床勾配の小さい、緩いところが続いておりますので、余り魚道ばかりで考えておられても、全体の区間の話を考えないと、ちょっと難しいということが出てくると思います。

千代延副部長

この件はよろしいですか。

それでは、嘉田委員、お願いします。

嘉田委員

嘉田でございます。魚道プラスアルファなんですけれども、この小泉川の現場は知らないのですが、まさに今、綾委員が言ったように構造的な問題もあると思うんです。魚道をいろいろ設置して、逆に魚にとっては鳥にねられる大変危ないところということもよくございますので、今のこの川の浅さを見ると、これって鳥にやられるんじゃないのかしらと思います。鳥にとってはえさ場になるから有利なんですけれども、そういうことも含めて少し深いところと逃げ場所を魚にとってつくらなきゃいけないんじゃないのかしらというのが、生態学素人の意見です。その辺の配慮もお願いしたいと思います。

少し水害の方に意見を申し上げたいんですが、63ページ以降、水害に強い地域づくりを実施して。

千代延副部長

済みません。最初の実施項目の6つの項目で一応きりをつけたいと思いますので、ちょっとお待ちいただけますか。

嘉田委員

そこまでですね。はい、わかりました。じゃ、そこは後にします。

千代延副部長

最初の方の実施項目でそのほかご質問ありますか。はい。

岡田委員お願いします。

岡田委員

岡田です。19ページ、これは私に該当しますね。治水のところですが、「スーパー堤防の整備にあたっては、枚方市、関西医大病院と連携し、良好な街づくりを図っています」というふうに書いてありますが、まず、これはもう既に実施されつつあるということなのではないでしょうか。「実施」というのは、もう

既にここでは事業が始まっているという意味ですか。ここで「街づくりを図っています」というふうに書いていますが、どこまで進行しているのでしょうか。それから例えばこの病院の整備というのは都市計画上の問題がいろいろあると思うんですが、そういうこととこのスーパー堤防を整備していく、その連携の具体的な仕方について少しご説明いただきたいと思います。

千代延副部長

はい、河川管理者の方お願いします。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

この場所につきましてはもう既に相当進行しておりまして、先ほども申し上げましたように、スーパー堤防、いわゆる盛り土の工事はもう終わってございまして、現在この病院の建設工事が鋭意進んでいるという状況です。水辺のアクセスのこの道につきましては、これから市の方で取り込まれるというふうに聞いておるところです。

連携の方策なんですが、このスーパー堤防事業につきましては町づくりと一体となって行うということでございます。といいますのが、その断面図にありますように、この赤い部分を盛り土するわけですが、この用地は買いません。もとの土地の所有者の方がそのままその土地を所有します。ただ、その土地が高さ的に上がるということになりますので、区画整理事業ですとか、あるいは再開発事業ですとか、そういったものと連携しながら進めるということになりまして、スーパー堤防の方、つまり河川の方では、盛り土をすることによる、例えば基礎の長さが長くなるとか、あるいは地震に対して強度をもたさないといけないとか、そういった部分に費用を出す。さらには移転費用といいますか、いわゆる補償費用を出すというようなことで連携をしているということでございます。

千代延副部長

よろしいですか。

はい、金盛委員お願いします。

金盛委員

金盛です。点検につきましては、いろんな点検の仕方があると思うんですね。今、議論とか質問で出ておりますような個々の構想だとか、あるいは形態だとか、そういうことで点検する視点もあるかと思いますが、もう1つ、あるいはほかにもあるかもしれませんが、私が特に聞きたいのは、これは20年、30年先の整備計画なんですね。それで、そんな大ざっぱなものでは本当は点検のしようがないわけですから、前後期、中期とか、少なくとも10年ぐらい、あるいは5年ぐらいの先を、この辺まで到達するんだということが示されないと、これは計画どおり進捗しておるかどうかということとはわからんのですね。

したがって、例えば堤防強化なんかをとってみますと、この地区で何百m、この地区で何百mと整備

計画の基礎案で示されていますが、一連の説明がありましたけれども、こういう整備状況で果たして予定どおりされるのであろうかというふうなことを疑問に思っているわけで、そういう計画的な進捗状況から見てどうなのかということ。今のままでは点検のしようがない。ですから、これは整備計画の基礎案の中に問題があるのかもしれませんが、そういう形にしてもらわないと、果たして基礎案で載っているとおりなのが時期までにできるのかどうか。

千代延副部長

ありがとうございました。

金盛委員

質問の趣旨は、予定どおり進んでおるのかどうかということです。

千代延副部長

はい、わかりました。

それじゃ、河川管理者をお願いします。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

淀川河川の吉田です。個々の進捗につきましてはこの整備シートを見ていただきますと、整備シートの個々の表のところにスケジュールということでバーで示させていただいておりますので、それと比較してどうこうという点検はしていただけることになると思います。

金盛委員

それは見ておるんですが、いずれも25年ぐらいまでのことになっているんですね。棒一本引っ張っただけなんです。そういうことでは点検のしようがないんですね。少なくとも、たくさん区域があって、皆さん方はもう御存じだと思いますけど、やっぱり優先順位が何かがあるんじゃないかと思うんですね。あるいは、堤防の構造が弱いとか、あるいは用地買収が難しいとか、何か事情があるんだと思いますけれど、堤防の補強などを見ますと全部25年までなっているんじゃないですか。

千代延副部長

はい、水山委員をお願いします。

水山委員

スーパー堤防、高規格堤防が出たので。これは既にやっているやつだからこれでよいのですが、パッチワーク的にやれるところだけやっても仕方ないんじゃないか。それこそ20年、30年と言われても、土地の買えるところは、ぼっぼぼとあって、もうこの種のやつはやめた方がいいんじゃないかと思っています。そういう意味で全体像をもう少し示しながら。この種のやつはこの隣が次に切れるわけですから、洪水を受ける方からすれば大してかわりばえない。こういうデモンストレーション的なことをや

ったときもあるねということを見せていただいたんだと理解している。そういう意味でも中長期の絵がないままに、やっていますよ、やりますよという話ではまずいかなと思います。

千代延副部長

はい、部長。

今本部長

はい、今本です。今の問題はやはり基本にかかわることだと思うんですよ。実施というのが全部平成25年までにやるということで、その25年までにできるんでしょうけども、今はまだ平成17年ですので、これから3年後ぐらいにどこができるのかとか、これは予算との関係もあるでしょうけども、もう少しきめ細かく示してほしいというのが金盛さんの意見ですね。もう少しきめ細かく、例えば5年以内にどれをするんだとか。

金盛委員

ええ。結論的にいいますとそのとおりです。堤防強化については大事なことであり、「このような考え方で弱いところなど対策を進めております」というようにお聞きしたいんです。全体進捗についてこの場で点検するためには、部長が言われるようなものをお示し願わんと、点検の仕方がないということとです。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

淀川河川の吉田です。堤防強化ということで限定をさせていただくと、今現在その詳細点検をやっておりまして、ほぼ結果は出ておる状況なんですけど、全体としてこれだけの箇所があって、それをこういう順番でやっていきますというのをお示しできると思いますので、その堤防補強にかかわる部分についてはそういうようなもう少し細かいスケジューリングをお示しさせていただいて、それをチェックいただくという方式は可能かと思います。

千代延副部長

はい、荻野委員。

荻野委員

きょうはこの実施のところの説明なんですけど、少なくとも工事の必要性、プライオリティーをきちっと、この前に説明が必要であろうかと思います。どういうプライオリティーを設けられて、やれるからやったのではなくて、こういうプライオリティーで、事業はこういう順番にやっているんだというようなことはぜひ次回に説明が必要だと思います。

もう1つよろしいですか。

千代延副部長

はい、どうぞ。

荻野委員

環境の面でもよろしいですか。

千代延副部長

はい。

荻野委員

河川環境についてももう既に幾つか実施されたんですが、実施されて事業効果というものをどういうふうに評価するかという観点はここにはないんですね。こういう事業を実施したと、工事をこういうふう
に実施したと、これは結構なんです、実施した結果こういう効果が期待できる、あるいは効果
を評価するための体制みたいなものがここには書かれていないですね。生態系保全のためのいろいろ、ワ
ンドをつくったり、干潟をつくったり、魚道をつくったりするわけですが、これをどう評価するかと。工
事後の生態系回復、いろいろ懸念されたようなことをどういうふうに評価するのか、モニタリングして
いくかということがここには書いてない。例えば河川レンジャーと絡んでくるのか、しっかりとフォロ
ーアップを表現していただきたいと思います。

千代延副部長

はい、河川管理者の方からどうぞ。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

淀川河川の吉田です。プライオリティーのお話については、先ほどのご議論と絡みますので、それは
さておきまして、環境の件ですけれども、確かにこれまで余り、この場所のこういう効果をねらってこ
ういう整備をすると、環境保全をするという割と細かいところまで詰めた議論になかなかないな
かったという実情もございまして、我々の勉強不足という点もあったわけですが、現時点でそれぞれ目標
を持ってこういう整備をする。ついては、その目標どおりになったかどうか評価をするということで
進めていこうということで、そのためには事前にどういう調査をしておかないといけないのかというこ
とも含めて、これは淀川環境委員会の委員の方々からもそういうようなご指導をいただいております、
これから進めていこうという状況でございます。

千代延副部長

はい、岡田委員どうぞ。

岡田委員

実は私も、後で申し上げようと思ったんですが、とりあえず個別のご説明があったので、個別のご説

明に対して私はご質問申し上げたつもりです。実は根本的に今ここで何を議論しようとしているのかが私はわからないんです。例えば、これは金盛委員がおっしゃったこと等にも関係すると思いますが、進捗状況の項目を「こういうふうにして具体的に実施項目を洗い出している」、それから「調査・検討項目を洗い出している」というご説明があった。これをこういう形で進めていくことが我々から見て理解できるのか、了解できるのかということを問われているのかどうか。もしそうだとすれば、私なんかは前委員会に出ておりませんので、勉強不足の点も含めてですが、先ほどのプライオリティーも含めて、前提となる基本的な考え方についてどういう枠組みがあった上で、それぞれの個別の案件がこういう形で出ているのかということとかがわからないと議論できないなと思います。

千代延副部長

はい、わかりました。もう一度もとに戻って議論を整理させていただきます。ただいま河川管理者の方からこの実施6項目と調査・検討の2項目について説明があったわけです。それに対する質問があれば出していただきたいことで始まったわけです。ですから、基本的にはきょうは説明に対する質問をいただいて、その後の扱いについては、あと部会長から説明をお願いしようと思って進めておりましたが、質問と意見がだんだん一緒になりまして、きょうのところは質問のところへもう一度戻していただきたいと思います。

それから、時間も大分迫りましたので、実施項目については、あと1つぐらい質問をしていただいて、次の調査・検討項目の方に移らせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

はい、荻野委員。

荻野委員

荻野です。22ページからの利水についての実施の概要が説明されていないのですが、これは今回はやめて次回説明するという理解でよろしいですか。

千代延副部長

はい。

荻野委員

はい、わかりました。

千代延副部長

はい、どうぞ。

村上興正委員

淀川環境委員会で、目標設定などを一応やって、資料にあげられているものについては一応具体的な検討をしています。だから、河川管理者から目標設定についてはあまり行われていないという発言があ

りましたけども、それは違います。私は委員としてかかわっていますので、目標設定をある程度考えています。

それで、あとは議論になりますので、要するに、どういう形でこの進捗状況というのを評価するのかということについては、別個にちゃんと考えるべきで、こんなおざなりな資料の表示では話にならないと思います。

千代延副部長

それでは、次の調査・検討項目の方で河川管理者の説明に対しましての質問を。はい。

本多委員

本多です。57ページを見ていただきたいんですが、河川レンジャーのところでございます。ここの真ん中のところに、その「河川レンジャーの任命の基準」というところで、3番目に個人または団体であることというふうになっておりますが、実は河川整備計画基礎案32ページには、個人を任命するというふうに書かれているんです。これは少し違うように思うんですが、実はこれは議論があつたことだったと思うんですね。

団体という場合には、もちろんその地域の活動を経験されたり精通されているわけですから、その力を大きくお借りしたいというのはあろうかと思うんですが、団体というのはあくまでも団体の目的を持って動いていることもございますし、多くの人がかかわっているということがございますので、団体を任命したときには必ずしも河川レンジャーの内容と一致するかどうかというのは限らないし、また団体の全員が河川レンジャーの趣旨を理解されるかどうかというのは限りませんので、団体の個人を任命するということは大いに役立つかと思うんですが、団体を任命するというのは少し問題があるのではないかとということで議論があつて、この河川整備計画の32ページには個人というふうになったいきさつがあつたのではないかとというふうに私は記憶しております。

もう1つ、その次の河川レンジャー像ですが、その下に、こういう条件を満たす人ということが書いてございます。もちろん地域の情報や知識に精通にした人ということでございますので、こういうふうなことを持ち合わせている人が望ましいのだろうというふうに思いますが、この中でも例えば紀平先生や有馬先生のように、何十年も川に通い続けてようやくその知識に精通しているという方もいらっしゃいます。この中で何がすぐに伝えられて、もしくはすぐに理解していただけるものなのか、何は長い年月をかけてオン・ザ・ジョブ・トレーニング、そういうものの中で身につけていただくものなのかということをやはりしっかり分けられて、その上ですぐに伝えられるものは、この間のレンジャー会議でも講座を持たれるとかというようなこともございましたので、そういう中で伝えられていけば、すぐに取得していただけるとは思いますが、河川の現場での精通というのは、やはり長い年月がかかろうかと思

ますので、そういうものはそういうふうにやっていただかないとすぐには身につかないと思います。

ましてや若い方にやっていただきたいというふうなことがございましたが、紀平先生でも40年通い続けてようやくいろんなことがわかるようになったとおっしゃっておられましたので、20代の方でも60になってしまうということがございますので、そういう意味で、こういう人材像を募るためには、何がすぐに理解していただきたり伝えたりすることができることで、何が長期間にわたって養成しないとできないことかということを整理される必要があるんじゃないかというふうに思います。以上です。

千代延副部長

河川管理者をお願いします。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

淀川河川の吉田です。ただいまのまず1点目の団体というお話ですが、現在試行的にやっておりますのは、団体すべてをレンジャーということではなくて、団体の構成員の中の個人、場合によっては2名、3名ということなんですが、その個人をレンジャーとして任命という形をとってございます。もちろん、その団体の活動イコール河川レンジャーの活動にはなりませんので、仮に団体の活動の中で、河川レンジャーの活動としてふさわしいものについては、それは河川レンジャーの活動でしょうし、団体固有の活動がもちろんあってもいいという整理をしておるところです。

2点目の河川レンジャー像のお話ですけど、ここに書いてありますのは、こういった方々が望ましいというような一種のイメージのようなものを示しております。といいますのは、こういうものがないと、どういった方々がというイメージがなかなか浮かばないだろうという意味合いで書いておまして、こういう条件を満たさないといけないというような書き方にはなってございませんので、そういうイメージで考えております。

今おっしゃいましたように、まずどういう資質があって、どういう知識を将来にわたって身につけていただかないといけないかという整理は確かに必要かと思っておりますので、それはこれから考えていきたいと思えます。

千代延副部長

はい、村上委員。

村上興正委員

この河川レンジャーの教育という問題はどうなっているんですかね。僕なんかはずっと、有馬さん、紀平さんと同じく淀川の問題、特にネズミなど陸上動物を含めて数十年かかわっているんですがね。それで、そういうときにやっぱりそういった経験や知識を教えることは必要だと思うんですよ。河川レンジャーは初めからいろいろ必要な知識を持っているかということ、持ってないに決まっているわけですか

らね。こういったことを教育することをどこかでちゃんとしなければならないと思うのですが、その点についてどうなっているのでしょうか。

千代延副部長

はい、河川管理者、どうぞ。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

淀川河川の吉田です。当然レンジャーとなっていただく以上は、もちろん地域の方々との交流というものもございますけども、やはり河川管理者との介在役という意味からも必要な知識は身につけていただく必要がございますので、そういう一種勉強というものについては、私どもだけでできない部分も多々ございますので、いろんな方々のお知恵なりご指導なりを拝借しながら進めていきたいと考えております。

千代延副部長

はい、どうぞ。

澤井委員

澤井です。ちょっと質問したいんですけども。河川レンジャーは既に伏見で試行が始まっているということ、つい最近福島の方でも始まったということですけども、1つ私が言いたいのは、河川レンジャーの人数なんです。伏見では何人ぐらいいらっしゃるのか、今度福島では何人ぐらいを指名されるのか。

もう1つは、出張所単位でなさっていくということなんですけども、ほかの出張所のところにはどういうスケジュールで広がっていくのか。それからもう1点、今とりあえずは、この直轄区間のところでスタートしていますけれども、流域住民の要望というようなことを考えますと、必ずしも直轄区間が優先ということじゃなくて、指定区間というんですか、その部分でのニーズも非常に高いんじゃないかと思うんです。その辺にどういうふうに波及させていくのかというところの見通しをお聞かせいただけませんかでしょうか。

千代延副部長

河川管理者、どうぞ。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

淀川河川の吉田です。まず人数でございますけど、現時点では、まだ伏見2人、福島についてもこれは一団体の中の2人という格好になっております。できることなら各出張所ごとに10名ぐらいのレベルでずっと上げていきたいと考えてございますが、これはまだ少し時間がかかるんだろうというふうに思っております。

おっしゃるように、直轄区間以外でそういう活動をされたいという方も多々おられるということなんです。今のところ、そういう意味では私どものところで始まったばかりでございますので、これがあ程度見えてこない、我々もなかなか府さんなりにPRという意味ではしづらい部分がございます。

ただ、大阪府さんが中心でございますけど、アドプト・リバーでしたでしょうか、そういったような試みもされておりますので、レンジャーとは少し違いますけど、ある意味では似たような制度かもしれませんので、そういった取り組みの中で、そういう動きが出てきてもいいのかなというふうには思っております。

千代延副部長

はい、川上委員。

川上委員

川上です。この河川レンジャーに関しましては、淀川水系流域委員会に提案が出され、ほとんどすべての委員が賛同されて、それに対して河川管理者は、ぜひ行政と住民との間のコーディネーターを務めていただく人材が必要だと認識されて、ある意味では勇気を持ってといいますか、全国で初めてだと思うんですが、制度としてスタートされたわけです。ただ、やはり相手は人間でございますし、余り型にはめて、あるいは制度という枠にはめてがちがちにしてやっていると、これは多分長続きしないと思いますので、一つの社会実験といいますか、そういう意味合いも含めて余裕を持ってみんなで暖かい目で育てていきたいなというふうに思うところです。

それで、ここに望ましい人間像と掲げておりますが、ここに掲げられたものにはもちろん限りませんが、この中の1つでも2つでも実体験に基づいた豊富な知識を持っていらっしゃる方になっていただければと思っております。

淀川河川事務所では、このような方式を進めておられますけれども、琵琶湖河川事務所とか木津川上流河川事務所でもご検討いただいていると思いますが、さまざまなパターンがあると思います。淀川河川事務所管内ではこのようなきちっとした組織をつくって進めておられますけれども、これも一遍つくった組織といいますか制度は変えないということではなくて、今後多分さまざまな試行を通じた経験に基づいて、よりよい制度に向けて改革されていくというふうに私は期待しているところです。

千代延副部長

ほかにございませんでしょうか。はい、三田村委員。

三田村委員

三田村でございます。今、川上委員がおっしゃったことの繰り返しになりますが、私どもがお願いしたときは、これといったイメージが確定してなかったんです。ある意味で試行をぜひやっていただき

い、続けていっていただいて、よりよいものを見つけ出していただきたいということです。

そういう意味におきましては、ここにあります組織図は、1つのパターンだと思います。事務所ごとに違うんだろうと思うのですが、淀川管内は非常に大きい組織でございますので、この中でも幾つかパターンをつくっていただいて、組織を少しいじっていただくというのも可能かなと思います。

もう1点は、活動内容も、ある河川の部分だとかによって活動内容は変わってくるといいますので、それに対応できるような柔軟性を持った河川レンジャーをまず試行段階で幾つかやっていただくのが大事だろうと思います。

千代延副部長

嘉田委員お願いします。

嘉田委員

今のお二方の意見の上塗りになるかもしれないですが、これは私どもも現場に入らせていただいて、大変難しい社会的実験と先ほど川上委員がおっしゃいましたけど、難しい社会的実験だろうと思うんです。

そのときに大事なのは、意識的にこういう分野でやるのは、意識的にどちらの方向を向いているのかというのを自覚した方がいいと思うんですね。現在のところは、どちらかという既存の活動をしている人たちを吸い上げる形でこの制度の中に取り込もうとしているわけです。ですから、まず人数も少ないし、かなり精鋭化しているんです。けれどもこの先を考えると、いわば広く募集をすると、あるいは先ほど村上委員がおっしゃっていたように、長い目で見て養成をするというようなところが、今の段階で余りちゃんと見えてきてないので、その辺を広く募集をし、長い目で見て若い人たちを養成するというような形での展開がこれから必要かなと思います。

千代延副部長

はい、ありがとうございました。岡田委員どうぞ。

岡田委員

先ほどの繰り返しになるかもしれませんが、少し時間管理の情報が必要だと思います。社会実験や試行をされるのであればあるほど、いつまでにとりあえず作業仮説でやってみて、効果をチェックして、少しまたやり直してみるという、アダプトマネジメントという言い方をしますが、そういう適応的なマネジメントをしていくことが必要です。ですから、そもそも仮説を立てて、一定の期間でモニターをして、さらにその方向性を修正しながらまた仮説を検証していくことになる。場合によっては、うまくいかないということも構わない。それも含めて1つの事業をやったことの意味があるというふうに理解すべきかもしれません。それ以外に試行とか社会実験ではなくて、本格的に事業を実施して、供用するこ

とを大前提にしているものは余計に時間管理が重要だと思います。

このシートを拝見させていただくと、とりあえずスケジュールというのは別の資料に全部書いてあるので、そこを見よということかもしれませんが、今いただいた、あるいはご説明いただいた資料だけでは、その時間の管理のところ有余りよくわからない。私はやはりそのところをもう少し明示化していただく必要があるかというふうに思います。とりあえずそれが1つ気がかりです。

千代延副部会長

大体予定の時間なんですが、もう1点ぐらいどうですか。はい、寺川委員どうぞ。

寺川委員

62ページの「水害に強い地域づくり協議会」についてなんですが、先ほどのご説明の中で、いわゆる住民参加が課題というふうにおっしゃったんですが、確かに63ページの会議での議論等を見ておられます。ハザードマップを全戸配布したが住民からの反応がないとか、いろいろ書いているんですけども、この辺は確かに非常に難しい課題ですけれども、流域対応は今後どうしてもやっていかんなん課題であろうと思いますので、その辺についてももう少し今後の進め方等のお考えがあれば質問したいと思います。

千代延副部会長

河川管理者どうぞ。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

淀川河川の吉田です。各市町ごとに相当多くの小単位の地域がある状況でございます。どこをどうピックアップしていくのかというのは、なかなか我々でできないものですから、各市町の方をお願いをしてピックアップ作業をしていただくのと、もう1つは、その各市町の方で、いわゆる住民説明会的なものを企画していただいて、その中に我々が入って行って、場合によって説明するというようなことも考えておるところなんですが、それぞれその部分を現時点では一律ではなく、市町ごとにいわゆる独自性といいますか、その自主性でもってやっていただくというようなことをやっております。そういう中で、それぞれの地域ごとの会議自体をシステムティックにしていこうと。つまり、のど元過ぎればではなく、例えば年一回首長さんの会議をやる、行政は例えば年3回やるとか。その中で、例えば住民説明会を2カ月間に何回やるとか、そういうのをシステムティックにしていきながら、トータルとしてずっと意識が高まってくるような取り組みにしていこうというところでございます。

千代延副部会長

それではもう少し。はい、荻野委員お願いします。

荻野委員

荻野です。77ページですが、「河川環境上必要な水量を検討」というものでございます。維持流量概念図が出てまして、これも次回ですか。

千代延副部長

きょうは報告項目の12と13、調査・検討項目のこの2つでお願いいたします。

はい、嘉田委員。

嘉田委員

嘉田でございます。今、寺川委員がご指摘の62、63ページの「水害に強い地域づくり協議会」ですが、この首長さんたちが言われていることは、決して誇張でもなく、かなり社会的事実だと私も現場でいろいろ動きながら思っております。それに対して、今、吉田所長さんの方が、回数を重ねてたくさん地域に働きかけるといっておっしゃったんですが、それも大変大事なんですけれども、やはりここもある理論が必要だろうと思っております。そう難しいことではないとは思いますが、なぜ住民の方がここまで安心し切っているのかという分析が河川管理者として必要だと思います。

1つは、もちろん過去50年ほとんど大きな水害がなかった、これは幸せなことでございますけれども、それは整備ができたから起きなかったところもあるし、幸い大雨が降らなかったから起きなかったところもあるというような形で、個別地域ごとになぜ水害が起きなかったのかということの分析をしながら、その中で河川管理者として、河川工学の基本的な知識も含めて、潜在的な危険性をかなり小地域ごとにアセスしながら、住民の持つ危険性のイメージ度というようなところをクロスさせていくと、潜在的危険性が大変高いのに住民がほとんど危険性をイメージしていない地域を析出させることができると思います。そうすると、どの地域にどういうふうにアクセスしていったらいいのかというようなことも出てくると思いますし、少しここは「社会意識を戦略的に調べる」というような方向が大事だろうと思います。

現場を見ておりますと、とにかく行政の方が大変怖がって恐れておりますが、住民がほとんど怖がっていないという地域がたくさんございます。例えば64ページにハザードマップを出した市町村がございます。私どもはこのハザードマップを出した市町村にかなり聞き取りをしているんですが、ハザードマップを出すまでに、市の担当者は大変恐れるわけです。2つの点で恐れます。1つは、地価が下がるというようなことで、さまざまな開発業者から苦情が来ないか。それからもう1つは、浸水が深くなると想定される場所では、3m、5mとなるところの住民の方が不安に思うのではないかとということで、庁内でさんざん議論をしてようやく出すんですが、両方、どちらからも反応がないというのが多くの市町村の現状です。

ハザードマップを出すのは一步前進ですが、ほとんどその先が続いていないということを自覚していただきながら、今のような形でかなり全域的に「住民意識がなぜここまで離れてしまったのか、なぜ安心し切っているのか」ということ、これは治水行政の反省にもなると思いますけれども、ぜひ内面的な説明をしていただけたらというのが、次の課題になるかと思えます。

千代延副部長

そろそろ打ち切ろうと思いますが、最後に1つ。

高田委員

今のハザードマップというのが、大概の場合、極端に出過ぎているんです。ふだん洪水がほとんどないところで、もしかしたらというので、全域が水没して、水深が1m、2mというのが出てくるわけですね。そこまで行ったら、地元は諦めしかないわけです。

下水の設計なんかのときに5年確率のポンプしか今のところつけませんとか、そういう形で中間が出てこないんですね。ですから、1つは、今の河川の堤防の余裕高というようなものもそうだと思います。実際に、流速の小さいところだったら余裕高を食いつぶすことができるわけです。大きな川になると、余裕高は結構ありますから、流量としては相当でかいのが流れると。にもかかわらず、余裕高を超えたら堤防は即壊れるというような設定になっているわけですね。みんなそれぞれ等身大の防災手段を講じておきなさいという、自分の手の届く範囲のところがないから、イエスかノーしかないわけです。

だから、今もハザードマップの出し方というのは極端です。猪名川の流域なんかでは、2兆円近い損害が出るなんていうようなのが出てくるわけですね。だから、手の届く範囲を超えているわけですから、堤防はむしろ低くするけど、絶対破堤しないようにつくりますというような、これまで言われてきたそういう内容を含んでない。その辺で、地元の方で手の届く話ではないということでも無関心ということかもしれないと私は思っています。

千代延副部長

それでは、質問よりもだんだんご意見の方になってまいりましたので、ここで一たん休憩に入らせていただきます。庶務の方お願いいたします。

庶務（みずほ情報総研 鈴木）

それでは、ここで15分間の休憩に入らせていただきます。開始は12時5分から再開ということでよろしくお願いたします。

なお、喫煙コーナーにつきましては、出ていただいて左の階段の下、1階ですと、玄関横のコーナーもございます。また、2階のエレベーター前のソファもコーナーになっておりますので、よろしくお願いたします。

〔午前 11時49分 休憩〕

〔午後 0時 5分 再開〕

庶務（みずほ情報総研 鈴木）

それでは時間になりましたので、審議を再開したいと思います。千代延副部長、よろしくお願いいたしますします。

千代延副部長

それでは、再開させていただきます。ただいま河川管理者の方から、実施項目、調査検討項目にわたって今回説明していただきましたことに対する質問等を出していただきましたけども、この後、今回じゃなくて次回、そこの実施項目の中で7から11、それから調査検討項目の14から19につきましては、次回河川管理者の方から説明をお願いいたします。

これからの議論につきましては、またマイクを今本部長の方に返させていただきます。お願いします。

今本部長

それでは、引き続き私が進行役を務めます。

先ほどの事業の進捗状況というところでいろいろと質問なり意見が出ましたけども、特に意見に対してどう扱うのか。例えば検討させてもらうという部分がありますよね。そしたらその検討結果をできるだけ早い機会に教えてほしいと思います。例えばある意見を出したら、その意見に対してもう少し検討させてほしいという回答があった場合に、検討した結果どういうふうにしたかということをお次回の委員会なり、あるいはそれ以後結論が出た段階で委員会に報告するようにしていただけますか。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

淀川の吉田です。それは、今個々の方々がご意見をおっしゃって、それに対して私どもとしてこれはそういうご趣旨で検討しますというふうに申し上げた事項に限ってということによろしいですか。

今本部長

そうです。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

それをまたこの部会に。

今本部長

適当な機会です。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

適当な機会にということですね。わかりました。そしたらそれは、後でももちろん構いませんが、こ

れとこれということで整理をした上でということにさせていただいてよろしいですか。

今本部長

はい。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

わかりました。

今本部長

委員の方は今の件はそれでよろしいでしょうか。はい、どうぞ。

村上興正委員

先ほど提起された問題は、どのような形で資料を提出するのかという問題も含めてだと思えますよ。それで、それをどのような形でここで議論するのかといった全体にかかる枠組みはできているんですか。できてないような気がするんですけども。

今本部長

まあ試行的にやっています。ですから、必ずこういうふうな形ですという形ではこれまでやってなかったわけです。ですから、逆に言えば、この部会はこの部会の進め方を決めるというふうに考えていただいて結構です。

村上興正委員

淀川部会では、例えば点検するためにはどういう順番で何をどうすればいいのかということについて決めるべきじゃないんですか。だから、20何年も結構ですけども、少なくとも当面5年間ではこれが重点課題であって、これは何年度から何年度までと。ここの表を見たら実施年度を書いていませんね。16と17は書いていますが、いつから始まって、5年計画なのか10年計画なのかさっぱりわからない。それから、書いてあることも用地買収からすべて込みになっているものですから、どういうタイムスケジュールで動くのかさっぱりわからない。こういう資料の提出の仕方では議論のしようがないと思います。そういった話を先程金盛さんが言われたと思うんですね。だから、私は当然そういった議論の基本原則を決めるべきだと思います。だから、どんな形で資料を提出してもらって、それをどのような形で議論しどのように優先順位をつけるのか、この委員会で決めるべきです。

今本部長

わかりました。この問題は今急に言われてもちょっと即答いたしかねますので、村上さんの考え方をペーパーとして出していただけますか。そうしませんとなかなか皆さんに伝わりにくい。それで、この中でどういうふうにして進めていくかということについて議論したいと思います。

はい、どうぞ。

岡田委員

この淀川部会での進め方と結論の出し方、それから他の部会、全体、それがどういう関係になっていくのかというのはよくわからないんですが、私自身はこういう淀川なら淀川の具体の地域の一具体のいろんな事業を対象に、先ほどから申し上げていますように、やはり時間管理の方法と計画評価の仕方というのはぜひ議論が必要ではないかというふうに思います。ですから、例えばですが、私はそういう意味での事業評価の仕方、事業の時間管理の仕方等はぜひ議論のアジェンダにさせていただきたいというふうに思います。

今本部会長

わかりました。今の問題については次回以降にさせていただきますか。

そのほか、ここまでの議論で何かご意見はございませんか。

部会をどういうふうにして運営していくかというのは非常に根本的なことですし、また、できるだけ委員の皆さんの意見に沿った形で進めたいと思っています。そういう意味で、意見のある方はできるだけ文章で出すようにしていただいけませんか。これ言ったじゃないかと言われてもすぐ忘れてしまうこともあります。また、その速記録ができ上がってくるのに時間がかかりますし、全体をなかなか読めないという場合もありますので、これだけはぜひ検討してほしいというものがありましたら、あらかじめ文章で庶務に提出していただくという方式をとりたいと思います。よろしくをお願いします。

では、次の審議事項ですが。はい、どうぞ。

寺川委員

運営について、この部会は事業評価も兼ねるといような任務といえますか役割になっていると思うんですが、その辺はどういうふうな審議の仕方になるんでしょう。もう既にこの部会でそういったことも含めてやっているということになるのか、それは改めて河川管理者の方から何らかの表明があるのかというあたりもちょっとわかれば。

今本部会長

ちょっと説明いただけますか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

児玉です。事業の再評価ということに関しては、一定のやり方というものが私どもの方で定めているものがございます。それに沿ったやり方をしていきますが、その中でこの流域委員会というのが一定の役割を果たすということになっております。したがって、再評価ということに関しては、これこれこういうことをこういう手順で行います、お願いしますということを申し上げたいと思いますので、それは明らかに、このことだと、規約の第何項のこの部分をお願いしているんですということを申し上げ

た上でさせていただきたいと思います。

きょう話題になっております事業の進捗点検というのは、趣旨としては再評価ということとほとんど同じことではありますが、これは行政評価法に基づく再評価ということではなくて、私どもが整備計画の基礎案の中に、事業の進捗をみずから行き、その進捗状況の点検をした結果をこちらの委員会に報告し、そこで意見をいただくという基礎案に基づいて行っているものであります。したがって、趣旨としては非常に似ているんですけども、寺川委員のご質問の件については、改めてこれこれをお願いしますということをお願いしたいと思います。

今本部長

よろしいですか。結局、現在は河川整備計画についての議論をしているんだと、事業の評価はまだしていないという受け取りです。

はい、どうぞ。

金盛委員

金盛です。今後の部会の進め方について意見を出せよということで部長からおっしゃったわけですが、その前提としてこの部会の役目といえましょうか、委員会としては20年、30年先の整備計画をつくるということについて意見を言うていくということじゃないかと思いますね。そうすると、今基礎案が出ておまして、その土台とする、この辺はまた議論があるにしても、そこに立ってこれから基礎案から整備計画にどう意見を申し上げていくかということの進め方の中で、この淀川なら淀川部会の範疇を担当する中で淀川部会でひとつまとめて、それをまた委員会に持ち上げるというようなことを考えておられるんですか。今後の進め方がちょっとわからないです。

今本部長

全体の委員会の仕事は、今言われたようなことを全体としてやるということです。ところが、淀川部会には淀川部会の担当区域というのがあります。宇治川については鹿跳の下流から、あるいは木津川については笠置より下流、いわゆる淀川河川事務所の管理区間です。それから桂川は全体にかかわる事業についての意見を言おうと、あるいは検討しようというのがこの淀川部会の仕事だと私は思っています。

それ以外に委員会で取り上げる内容についても、もっと淀川部会で議論してその後委員会に上げた方がいいテーマもあり得ます。ですから、淀川部会だから淀川以外のことを検討したらいけないとは私は思ってません。

きょうは第1回なので、その辺のところをしっかりと考えずに私も来ているものですから中途半端な回答になりますけども、次回以降ぜひその辺もきちっと決めてやっていきたい。その決める上でこの淀川部会をどう進めたらいいかというそれぞれの方のご意見がありましたら、ぜひお寄せくださいという

ことです。

3) WG等設置の検討について

今本部長

そこで早速ですけど、審議の3というところです。現在、委員会にはテーマ別部会というのを設置しようとしています。皆さん方はどちらかに所属するというのがもう既に出ておりますけども、その1つが住民参加部会であり、もう1つが利水・水需要管理部会です。それ以外にこれは、数名から10名程度かもわかりませんが、ワーキンググループをつくって、そのグループが特定のテーマについて検討するという方向が打ち出されています。私としてはこれは単なる予想ですけども、委員会として3つ前後のワーキングができるんじゃないかと思っています。

そのときにどういうテーマがいいのか。これは委員個人個人が検討して提案していただいても結構なんですけども、淀川部会としてもぜひこれは淀川部会で検討したいと、ワーキングをつくったらいいいというようなテーマがありましたらご提案いただきたい。もちろん決めるのは委員会です。これは恐らく淀川が一番最初なんですけども、今週以降順次別の各地域部会も開かれます。そういうところでもそういうワーキングのテーマの提案をお願いすることになると思うんですが、この淀川部会として何かございませんでしょうか。高田さん、いかがですか。適当なテーマはございませんか。

高田委員

私は淀川環境委員会に入っていて、生き物に対する物理的環境ということが環境委員会の中心テーマだと思います。それはずっとこれからも続いていくと思うんです。非常に盛んにいろんなことをやっております。それで、この委員会での一番の関心事は水害防除ということなんです。

委員会と河川管理者の方で一致しているのは、とにかく破堤は絶対に避けると。あふれるのはもう仕方ない。実際に未曾有の大雨というのは必ず日本のどこかで降っていますから。その一致点からいってたら堤防強化、河道疎通力を上げるということだと思っと思うんです。それで、幾つかの川において非常に高水敷が高いとか樹木の問題、そういうことを一通り今までにもう上げられていると思うんです。大体要因は上げられている。それを先ほど金盛さんが言われたように、いつどうするかという工程表ですね。20年とかそれぐらいを頭に置いて優先順位でと。ですから、この川のここはこうした方がいいというもっと具体的な話を詰めていく必要があるだろうなと。

今のところ、確かに精神的な認識は一致しているんですけど、やはり私は技術屋ですので、具体的にあそこは危ないとか、あそこはちょっとあんまりやでとかいうようなところが目につきます。そういうところを指摘していきたいなと思っているんです。だから、そちら側にエネルギーを費やして、プライオリティーを含めた工程表をつくる方向で検討する、そういうワーキングが必要じゃないかなと。

今本部長

ワーキングとしての名称でもう少し具体的な名称というのをちょっとお考えください。

では、寺川さん、どうぞ。

寺川委員

私も、冒頭の今本部長の論点で、やはり堤防強化の問題は非常に重要な部分だと思いますし、できればその辺は淀川で立ち上げていただいてはどうかというのは思います。

それと、淀川部会のエリアなんですけど、ちょっと確認しておいた方がいいんじゃないかと思うんです。瀬田川から宇治川、天ヶ瀬とか大戸川の辺がちょっと琵琶湖とぐちゃぐちゃとしていまして、その辺がはっきりしているのかまだ検討中なのか、もしわかれば、

- ・堤防強化の問題は非常に重要な部分であり、立ち上げていただきたい。

今本部長

端的に言いまして検討中です。それで、できれば次の運営会議でそれを取り上げる予定なんですけれども、そういう意見が出てきた根拠は河川管理者側の都合です。つまり、琵琶湖河川事務所のエリアは琵琶湖部会、淀川河川事務所の対象区域を淀川部会とした方がいいんじゃないかと。そうしますと、鹿跳までは琵琶湖部会に入ります。大戸川は琵琶湖部会に入ります。

寺川委員

決まっているわけですか。

今本部長

まだ決まっているわけじゃないです。そういう申し出があって、ここで決めるわけじゃないんですけども、多分そうなる可能性が強いと思うんですね。やはり河川管理者側の都合というか、各部会を各事務所が担当していますから、淀川部会が琵琶湖河川事務所の管理区域をやるのはどうも事務所間で面倒だということがあるような気がするんです。

寺川委員

それは管理者の方はどうなんですかね。

今本部長

そういう理解でよろしいですか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

児玉です。もともと4つの地域部会というのは、前回の委員会のときに進捗の点検というのが主たることになるんじゃないかということでそういうご意見をいただいて、それを踏まえて私どもとして地域部会としては4つの部会、それは基本的に事務所のエリアというのを意識した、それに対応したものと

いうことでお願いしたいというふうに申し上げてきたつもりです。もちろん相互に関係するようなことがあるものについては、それはいろいろ審議の仕方とかというところで工夫をしていただければいいかと思います。必ずこの問題はこうじゃないといけないとかということをお願いしているつもりではありません。

今本部長

はい。どうぞ。

村上興正委員

淀川部会の機能ですが、最後は事業の評価をしないといけないのですね。そうしますと、事業評価を行うために何が必要かと、評価をどういう形でやっていくのかというのが割と難しい問題だと思うんです。これに関しては、事前に評価の手法とかといったことについては検討する必要があると思うんですよ。いきなり皆さんが勝手な基準のもとにでばらばらなことを言い合ってもまとまりがつかないと思うんです。そうすると、評価の手法をどういう形ですのかということについてもワーキングをつくって、やっぱり最後の出口に向かって何が必要かという議論をすべきだと思うんです。

今本部長

評価の問題についてはやはりワーキンググループは要と思います。淀川部会といいますか、これは全体の委員会になると思うんですけども、淀川部会の担当区域での事業の評価、これはやはり原案を出さなければならない。そうすると、だれが原案をつくるのか、その原案に対してどういうふうに意見を出していくのか、これはこれからの課題だと思います。これは必ずしなければならないと思いますね。

嘉田委員

嘉田でございます。ワーキングの提案として名前はこれでいいかわからないんですが、1期の委員会からの継続で水位操作にかかわる政策決定ですね、具体的には瀬田川の洗堰の水位操作になりますが、それは下流、この淀川部会の水量、水質、特に大洪水のときにどう操作するかという大変重要な問題になってきます。多分これは琵琶湖部会と両方あわせた形での「水位操作のワーキング」が必要だと思います。ただし、水位操作の川の中だけではなくて周辺域の、特に明治29年規模の洪水が来たときにどうなるのか、地域社会の被害がどうなるのかというようなことまで含めた水害対策を織り込んだ形での議論が必要ではないでしょうかと思います。そのときに、今既に地震の方でなされておりますけれども、これは大変難しいかもしれないんですが、被害の想定というようなこと、死者数なり破壊家屋なりというようなこともある意味やらないと、最初の話に戻りますけど、情報が住民に届きません。ですから、かなり属地的に、小さい領域ごとに、先ほど高田委員が言われたように身近な、まさに「等身大の情報」にまでブレークダウンできるような形での水位操作ワーキングが必要ではないかと思います。

大変総合的になるんですが、一応提案とさせていただきます。

今本部長

わかりました。今言われた水位操作は恐らく瀬田川洗堰をイメージしておられると思うんですね。それ以外にも淀川大堰の問題がある。それから各ダムの放流操作が入ってきます。どうあるべきかという議論、これはかなり専門領域が広いと思うんです。環境面から見た場合にどうなのか、治水面から見たらどうか、利水面から見たらどうなのか、いろいろあると思いますので、これはぜひそういうものを提案して考えていきたいと思います。

そのほか何かございませんでしょうか。はい、どうぞ。

綾委員

そのほかじゃなくて、先ほどの水位操作の話なんですけども、今本部長がおっしゃったように、琵琶湖だけの問題ではないわけですね。一般的に水位操作と言われるとどこのダム、堰のところにもあるわけで、私なんかは淀川大堰の水位操作とかダムの水位操作に関心を持っているんですけども、それは治水の面もあるし環境の面もありますよね。ですから、あんまり水位操作ということだけで、嘉田先生は多分琵琶湖のことしか念頭になかったように思われるんですけども。それは区別してやるなり、水位操作という言葉を使うのであれば全体をやるなり、そういう形でちょっと使い分けていただいた方がいいと思いますけども。

今本部長

いいかもわかりませんね。はい、どうぞ。

金盛委員

金盛です。今のご意見と関連します。嘉田さんがおっしゃったことに賛成するものですが。

要するに、今の淀川とか上流の宇治川、桂川などを入れた淀川の治水の水準がどの辺にあるのかということが、この間もご説明をいただいたんですけども、まだもってよくわからないんですね。つまり、こんな雨が降ったとき、1.2倍で200分の1とかということもありますけども、いろんな雨があると思うんです、あるいは想定されると思うんですね。そういう雨のときに淀川がどうなるんだ、あるいは上流でどんなふうな状態になっているんだと。

今、洗堰の話もありましたけれども、ダムの問題もあろうし狭窄部のところの問題もあろうと思うんですけど、その想定される洪水のときに、いわゆる主要点で、あるいは懸案の箇所でどういうことが起こることになるんだと、だから淀川はこんな水位になるんだとか、洗堰の操作やダムがなかったらこうなんだとか。過去の実績などを検証しながら淀川の治水の水準について研究することが必要だと思います。

しかし、このワーキンググループは河川管理者の方で全面的なご協力はいただけるとしての話で、二、三名では絶対できませんよ。ですから、今のようなことで嘉田さんもおっしゃったようなことに取り組みますとすると、そういうことが大前提となりますけどね。

今本部長

わかりました。荻野さん。

荻野委員

荻野です。きょうは高い水の方すなわち洪水の説明があったんですが、低い水の方、湯水あるいは利水に関してはきょうはまだ説明がなくて、次回ということになってますので意見を言いにくいんですが、資料をぱらぱらと見せてもらった限りにおきましては、淀川流域の一番最下流に大口の水需要者があるわけですね。その大口の水需要者が現在、水需要の見直しをやろうということになっていて、河川管理者との間で協議の段階にあるというふうに聞いております。非常に大事なことでありますので、大口の水需要者に対してこの流域委員会で何か検討する必要があるんじゃないかなというのが1点です。

それからもう1つは、きょうも説明がなかったんですが、維持流量概要図というのを77ページに書いてもらって、次回この説明があるということを知っているんですが、こういう流量を再検討しようという姿勢であろうと理解しているんですが、維持流量の見直しもやろうということでもありますので、維持流量の問題と瀬田川洗堰の操作とは非常に密接にリンクしていますので、維持流量についても検討課題としたいと思います。水需要管理部会と関連するものとして、この淀川部会が非常に大事な役割を果たすんじゃないかなというふうに思います。

今本部長

今のご意見は私も非常に賛成なんですけども、ワーキングの適当な名前ですよ。何々というワーキングのネーミングをまたお考えいただけますか。よろしくお願いします。

はい、どうぞ。

寺川委員

私も淀川部会の方は初めてなんですけれども、淀川の場合ですとやはり河川敷の利用とか、水上もあるんですが、今回一般からの意見の中で井上哲也氏が淀川の水上市場の利用の状況とかに対して意見を出しているんですが、利用というのはかなりウエートがあるんじゃないかなという感じがします。テーマ別部会では今回そういったものもなくなっていますので、当然、淀川河川事務所の管轄下での委員会はできているかと思うんですが、全体としても一応見ていく必要があるんじゃないかなという感じはするんです。一応提案しておきたいと思います。

今本部長

わかりました。私は、ワーキングをつかってある程度長期的に検討する課題と、それ以外に適宜この部会で意見を交換する、あるいは議論するというテーマがあると思うんですね。今のテーマはむしろ、例えばきょうはこの問題についてどう考えるか、あるいは次回にこういうことを議論し合いたいという形で進めるということもありますので、すべてがワーキングというわけでもなくていいと思うんですね。

例えば、淀川での第1次の委員会での積み残し事項として、舟運についての委員間の意見が私はかなり離れてたと思うんです。舟運をできるだけ抑制しようという人と、淀川大堰に閘門もつakって舟運を活発にしようという意見、これは両方あったと思うんです。そういったたぐいの問題については、適宜この部会で次回にこういうことを検討しようというような形で委員会で議論していきたいと思います。

これまでどちらかというと我々は、河川管理者が何らかの説明をして、河川管理者に物を言ってきたと思います。僕はこれをそろそろやめたいと思うんです。委員同士での意見の議論にしたいと。ですから、自分はそうは思わないとか委員同士でやって、それである程度のコンセンサスを得るようにして、河川管理者にこれはこうしてほしいというふうなやり方に徐々に変えていきたい。できるかどうかわかりませんが、それ以前に河川管理者から聞いて、それに質問したいこと、意見を言いたいこと、いっばい出てきてなかなかそうすることはできないかもしれませんが、できたら河川管理者に意見を言う場合にも、例えばAという人がある意見を出したら、ほかの人がどう考えるか。それで部会としての意見にまとめればそれを河川管理者に、もしまとめなければ個々の個人的な意見という形でいきたいと思います。

はい、どうぞ。

村上興正委員

淀川に関してはいろんな委員会がございまして、例えば淀川河川公園計画策定委員会、それから淀川に関する環境保全利用委員会、木津川、桂川、宇治川全てありますね。それで各々グラウンドの更新とか占用許可更新に関しては個々に議論しているわけです。そうしますと、この委員会もそういうものとのすみ分けをやっておかないと、何から何までここで扱うわけにいかんと思うのです。この問題は主にここで扱うとか、そういった議論を行う場のすみ分けを僕はしといた方がいいと思うんですがね。

例えば、僕はたまたまこのほとんどの委員会にかかわっているんですけど、そしたら大体のことはわかっていますが、かかわっていない人は関係した委員会が何が論議決定されているか、恐らくわかってないと思うんですよ。そうしますと、その辺の問題整理をして、例えば問題別にそれにかかわる委員会があること、それでその委員会でどういうことを議論し合っているのかなどを整理しておいて、この委

員会ではこの問題は省きましょうとか、それをやっておかないと混乱すると思うんですがね。特に利用に関しては多くの委員会があるので混乱すると思うんです。

今本部会長

ただ、どの委員会が上位というわけじゃないんですよね。どの委員会も独立してやっています。ただ、委員会ごとにばらばらでは困るわけですよね。そういう意味で、少なくともいろんな委員会の検討状況といいますが、そういうものを流域委員会にも教えてほしいと思いますので、よろしくお願いします。

はい、どうぞ。

高田委員

先ほど嘉田さんと荻野さんが言われた琵琶湖の問題に対しては、高水の方と低水はちゃんと分けんといかんと思うんです。ただ、ふだんの降雨期、台風期に10cm上げる、20cm上げるという点に関しては両方またがることになると思うんですね。それで、実際に下流の方の水、環境面での水として、今大川にかなりの量が流されています。新淀川、これは淀川環境委員会の治水部会のテーマですが、新淀川には水利権がいわばないわけです。だから、余った水は流してあげようという状態なんですね。

それで、実際に新淀川の方の水環境としては、極端な場合はもう湾になってしまっている。海の水ですね。もう1つ、ちょっと正式の名前は忘れましたが、大川とか道頓堀川とか、あっちへ向けて淀川下流域の環境維持用水の問題ですね。その検討会というのができています。第1回がありまして、それは大阪府大阪市の下水関係の方が入ったものがあるんです。そやから、村上さんが今言われたように、そういうものの報告は当然こっちでやらんといかんわけですが、ダブリにならんようにした方がいいなと思っています。まだ1回目です。それで、現実には大阪市の合流式の下水道ですよね。そんなんが大阪湾に雨のときには生に近いやつを流していると。それが8月、9月には大阪湾の貧酸素水塊になって淀川の汽水域に上がってくると。そういう繰り返しになっているんですね。

そんな点でやっと今みんなで話し合う場ができましたので、こちらからの何かの意見というのは当然出てきていいと思うんですが、ちょっとお互いのすみ分けないし役割を整理せんといかんとは思っています。

今本部会長

はい、わかりました。はい、どうぞ。

岡田委員

いろんな部会なりワーキングというのをつくり過ぎると発散するので、私は、例えばこの淀川なら淀川という特徴を踏まえて議論すればいいかというふうに思っていますが、その場合でもやはり都市サイドとのかかわりが問題なんです。先ほど空間利用のお話が出ましたが、やはり本来は河川の中だけでは

なくて、周辺域との整合性を空間計画としてどういうふうにとっていくのかという話が実は非常に重要な問題としてあるはずですが、先ほどのハザードマップの話もそうなんですが、それが本来、例えばこの周辺にあるいろんな都市のビジョンとか都市計画マスタープランとかというのがつくられるところにどういうふうに戻元されていくのかとか、そういった問題が非常に重要な問題として私はあるのではないかとこのように思っています。

ただ、この河川整備計画を立てていく行政の仕組みというか、制度的な中でどこまで総合的に扱える問題かということについては、私は今の状況では多少難しいんじゃないかというふうにも思います。例えばその例として、スーパー堤防のところでも少しお伺いしたかったんですが、都市サイドと色々な協議をされると、あるいは関連するいろんな事業者と協議をされるというようなところをもう少しシステムティックに協議する仕組みとかをどういうふうモデル的に編み出していくかというようなことも、今後、流域整備計画全体として非常に重要なことではないかというふうに思います。

そういうふうに思いますので、例えばこういう淀川部会なら部会でその都度、具体的な問題として出てきたときにでもそのあたりの問題についても少し議論ができればというふうに思います。以上です。

今本部長

この問題につきましては、ワーキングのテーマは委員会で決めようということです。

私はそれ以外に、ワーキングまでいなくてもこの淀川部会でこの問題について議論しましょうということが幾つかあると思うんですね。そういう問題についてできれば事前に委員に連絡して考えといてもらう。そうしないと議論が活発化しませんので、ぜひそういう形で考えていきたいとします。

それで、一般傍聴者の意見を聞く前に、きょうまだご発言のない方が何人かおられます。せっかく来たんですから、はい。

田中委員

田中でございます。ワーキンググループの件なんですが、先ほどから洗堰あるいはダムに関する水位操作の問題が出ているんですが、1つの部会だけでワーキンググループをつくるというのはやはり無理があるかと思しますので、洗堰の問題は琵琶湖部会と合同ワーキンググループをつくるか、あるいは木津川上流部についても淀川部会とでのワーキンググループが必要と思われます。いわゆる他部会とのワーキンググループの設定が条件になるのではないかと考えております。

それからもう1つは進捗状況について、これは前回、前々回も議論されたことなんですが、きちっと現場に行って確認し、学習し、委員がそれぞれ認識しないとなかなか発言し、物は言えないのではないかと。そういう面での現場の視察、ワーキングを早急につくるべきと思います。

今本部会長

はい、ありがとうございます。では、よろしく。

谷内委員

新委員の谷内です。もういくつか私自身が言いたかったことというのは言われています。例えば、特に都市を抱えるところで治水、特に破堤の問題というのは非常に大きいと、そういうのは既に言われていますのでここでは申し上げませんが、私自身が非常に大事ではないかと思っているのは、やはり利水とかで水をいろんな形で使いますよね。そういったものが、ある意味負荷としていろんな形で淀川に流れ込んでくると、そういうものが最終的には河口から大阪湾に流れ出ていくと、そういうときに淀川水系全体、特に淀川下流にそういう負荷が集積してくると思うんですけど、そういうものを考えなくていいのかというのが非常に気になっています。

先ほど高田委員の方から少しお話があったと思うんですけど、そういう下水処理とかの問題と並んで、そういった今までの、私自身この間の勉強会でもそうだったんですけど、淀川の水系の河口までいいのか、あるいはその河口に流れ込む負荷はもう流れ込む負荷でほうっておいていいのかというのが非常に気になってます。だからこれをワーキングとして立てるのかどうかというのはちょっと皆さんの判断にお任せするところもあると思いますけど、少なくとも委員としてはどういうふうに考えるかというのをひとつ議論する必要があるのではないかというふうに思います。

もう1つだけよろしいですか。もう1つは、特に河川管理者の方で直轄区間というのを決めていますね。そういうふうに決められたところを主にここで議論することになっていますが、そうすると例えば京都市とか鴨川というのが全然出てこないわけなんですね。例えばこの流域委員会の、さまざまな委員会とか部会が開かれる頻度が一番多いところが実は京都市なんですけど、そういうところがなぜか議論になってなくて、そういうところに住んでいる人というのは例えばこういうところに来ればいいと思うんですけど自分たちに身近でないところというのはやっぱりなかなか議論に入り込めないところがある。だからこれはちょっと難しい言葉なんですけど、河川政策の連携とか連続性の話に関係すると思うんですけど、そこをどうするのか。これは淀川部会というよりも流域委員会全体で話すべきことだと思うんですけど、そこをちょっと考えていただきたいなと思います。以上です。

今本部会長

川崎さん、よろしくお願いします。

川崎委員

私もほとんど前委員の方がお話しされたんですけども、やはり特に村上先生がおっしゃった事業実施の評価構造について、大きくいうと環境、治水、それから利水、先ほど都市という概念も出てきました

けども、自然環境の中にも人為的な意味での景観、歴史文化、それから自然環境等があるということで、結局ある種の事業評価をするときにそれぞれの重みづけが、ここはどうかという議論があるとは思うんですけども、少なくともそのメニューシートというかそういう環境面、自然環境面それぞれの項目でその場所の権益がどうあるべきかというのを、通常デザインなんかするときも要するにそれぞれのフェーズをきちっとおさえて、それをオーバーレイマッピングというか、そのオーバーレイした上でそこがどういう位置づけでどこの部分に重みがあるのかというのを決めていくと思うんですね。

先ほどのスーパー堤防の事例だとかいろんなものの中でも、都市との連携、それから植生との連携とか、水環境の連携、それぞれもう事業が出てきた時点でシート番号の中で環境の6とか8とかが決まっているんですけど、それぞれ、いやこれはもう少し利用とか治水面で広げていく方がいいのかとか、基本原案のメニューシートをもう少しふやして複合的な評価、考え方とか事業評価みたいなものはやっぱり必要になってくるのかなというふうに考えています。

これはここの淀川部会で細かなシートの中身なり、それ自身が空間のランドデザインとかマスタープランに発展すべき問題だと思うんですけども、場合によっては委員会のそれぞれワーキングとか評価の共通事項というのは利水面なんかは特にそうだと思うんですけども、そういう共通事項のものとそれから地域的なものとのフェーズをどういうふうに評価構造として見ていくのかというのは非常に重要な問題点だなと思います。以上です。

今本部長

ありがとうございました。強制するわけじゃなかったんですけども、できれば人数も減ったことだし、できるだけご発言いただきたいということでお尋ねしてすいませんでした。

〔一般傍聴者からの意見聴取〕

今本部長

では、一般傍聴者の方からのご意見に移りますがどなたか。はい、どうぞ。

傍聴者（細川）

尼崎市の細川です。部長が指摘されなかったら私から言おうかと思ってたんですが、きょう発言のなかった委員が何人がいらっしゃいました。発言に関しては、一言も発言がないというのはやっぱり避けていただきたいと思います。どんなお考えを持っていらっしゃるのか、どんな知識を持っていらっしゃるかというのは、やはり委員会でしっかり生かしていただきたいと思いますし、一生懸命に参加しようと思って話を聞いていれば、この人数ですから十分発言の機会はあるはずで。最低1回は発言されるというふうにぜひお心がけいただきたいと思います。

それとすいませんが、ついでにお知らせをさせていただきますが、ウォッチャーズの第2号を出して

いますが手が回らないのでなかなかお配りできていません。もしまだお手持ちでいらっしやらない方がおられましたら、ぜひこちらの方に申し出ていただきたいと思います。ありがとうございました。

今本部会長

他はいかがですか。はい、どうぞ。

傍聴者（新保）

大阪自然環境保全協会の新保です。高田先生、嘉田先生から出ておりましたが、ハザードマップの件です。なぜこれを配付したが住民から反応が伝わってこないという結果になるのか。私はやはりもう少し具体的な公報の仕方というのが足りないのではないかと思います。

これはちょっと例になるかどうかわかりませんが、先日、よみうりテレビで「大阪府の手抜き工事か？堤防の下から水噴出」というお題で台風23号による大阪市内の平野川における浸水被害の件を放映していました。老朽化した堤防を造り直すため内側に新しい堤防を建設していたが、新しい堤防の高さが不十分なまま7年間工事が中断。当日、川の水は大阪府が注意を呼びかける計画水位をこえて上りつづけ、やがて水は新しい堤防と古い堤防の下からもれ、119棟が浸水しました。しかし、府の河川室は「責任について、それが補償を意味するのであれば、これは自然災害である。」という発言をされました。これには私たちの周りのテレビを見た人は大変驚きました。原因がきっちり自分のところにあるということを認めながら、なぜ補償の問題が出てくると自然災害やというような言い抜けをするのかと話題になりました。

ですから、やはりハザードマップなどというようなものを出される場合には、「自然災害に補償は出ません」「堤防のココまで水が来たら逃げて下さい」と、具体的なことをきちっとおっしゃっていただきたら、大阪人はお金に厳しい人間ですのでよく見るのではないかと思います。

今本部会長

ありがとうございました。ほかはいかがでしょう。

きょう一般傍聴者の方はお気づきかもわかりませんが、これまで委員会は休憩時間に控室に引き上げることが多かったんです。経費節減の意味もありますが、それはやめました。委員もできるだけこの部屋に残るなり周辺におるようにしています。ですから、できるだけ委員に対する意見がありましたら遠慮なく声をかけておっしゃってください。終わった後でも結構です。

きょうはいつもに比べてちょっと一般傍聴者からの意見が少ないようですが、あと少し報告事項がありますので、その他の方に移らせていただきます。

〔その他〕

今本部会長

では、庶務の方お願いできますか。

庶務（みずほ情報総研 鈴木）

今本部会長、参考資料の2の方の説明を先ということでもよろしいでしょうか。

今本部会長

はい、よろしくお願いします。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川環境課長 豊口）

河川環境課の豊口でございます。参考資料2というもので、琵琶湖・淀川流域圏の再生計画というのがありますのでこれを若干ご説明させていただきたいと思います。この琵琶湖・淀川流域圏の再生というのは平成15年11月に内閣府の都市再生本部によりまして第6次の土地再生プロジェクト決定がなされておりまして、昨年度関係機関と精力的に調整を図ってきたものです。昨年の流域委員会の場でもこういった計画づくりをしていますというご紹介だけしておったんですけれども、昨年度末によやく計画がまとまりましたので、この場をおかりしましてご報告させていただきたいと思います。

この計画づくりにおきましては国土交通省、これは河川のみならず公園、下水、港湾といった部局も入った国土交通省、それから総務省、文化庁、厚生労働省、農水省、林野庁、水産庁、経済産業省、環境省といった省庁、それに加えて流域の6府県、それから3市、3市というのは京都、大阪、大津市ということになりますけれども、こういった国の機関あるいは地方の機関で計画づくりを進めてまいりました。

表紙をめくっていただきますと琵琶湖・淀川流域圏の再生に向けての戦略というものがございまして、4枚ほどついていますが戦略1から7まで書いてございます。まずこの琵琶湖・淀川流域圏の特徴と申しますと、やはり日本第2の都市圏ということがあって。

今本部会長

ちょっと待ってくださいね。これの説明は各部会でやられますね。そうしますと、この委員というのは大体2つの部会に所属していますので2回聞かされることになる。説明は委員会のときにやってもらえませんか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川環境課長 豊口）

はい、それでも結構です。

今本部会長

済みませんけども、せっかくの予定で申しわけありませんが、これはいただいて読んでおくということで、この中身については委員会のときに聞いた方がいいと思うんです。よろしくお願いします。

それから、あと次回の淀川部会なんですけども、実は来月の中旬から6月にかけて現地視察があります。それとの関連もあって、やる余裕があるかどうかわかりません。それでほかの部会の様子も見まして決めさせていただきたいと思います。

それと現地視察について何か要望というものはございませんでしょうか。

私は河川管理者の方の案内で行くわけなんですけども、視察後必ず、30分でも1時間でも結構ですので委員間あるいは委員と河川管理者との間の意見交換ができる場を設けておいてほしいと思います。そうしないと見放しで終わるというのも残念ですし、いろいろ聞きたいことを途中でも聞けますけども、ほかの方がどのような印象を持ったかそのときに委員同士の意見を交換することもいいことだと思いますので、できたらそういう場所を設定していただければと思います。

そのほか何かないでしょうか。よろしいでしょうか。

田中委員

田中です。今の視察現場なんですけど、従来の委員の方は大体ダム計画場所の流域を中心に何回か勉強させてもらいに学習しに行っていますが、新しい委員の方は多分そういう意味で今回非常に大事な現地視察だと思うんですが、と同時に先ほど申し上げましたようにそのダムの1つの流域のところだけでなく、既に河川整備工事をやっておられるところの場所を、その流域の中で現場視察ができる事を望みます。

今本部長

ほかは、はい、どうぞ。

谷内委員

谷内です。きょうの配付資料リスト、このあとちょっと説明されるかと思ったんですけど、最初に審議資料2と書かれていまして、その後で訂正で参考資料としていただきたいということだったんですが、この「脱ダムを阻む『基本高水』」云々という資料がありますけど、こういう資料を配付されるときの意図ですね、つまりどなたがこれを提案されて、どういう視点でこういうものを配付されたのかというのを教えていただきたい。だから今回だけでなくこれから配付されるときにもお願いしたいという意見です。

今本部長

これは直接的には私がお願いしました。といいますのはその前の大熊さんによる「脱ダムを阻む『基本高水』」は実は第1次の委員会で配付されているんです。これは基本高水についてのいろんな議論をしていく上でやはりこれも読んでおいた方がいいであろうと、またタイミングよくこういう論文が出ましたので配付するようお願いしました。それで今回の福岡捷二さんの分はその論文への反論だったもの

ですから、これはセットとして読んでおいた方がいいだろうと判断して庶務の方をお願いしました。もちろん委員長の了解を得て配付になっています。

この内容について説明してほしいという要望も耳にしていますけども、これも各部会で、例えば淀川部会でやってほかにやらないというわけにはいきませんので、できたら委員会のときにでも、もし時間があれば補足説明といえますか、そういうことをしてもいいとは思っております。

ほかよろしいですか。

今後のスケジュールについて庶務からちょっとお願いできますか。

庶務（みずほ情報総研 篠田）

スケジュールを手短かに申します。残りの委員会ですけども4月13日から14日にかけて琵琶湖、猪名川部会、それから4月20日に木津川上流部会、これは場所は大阪、京都をちょっと離れて名張の方でやります。それから4月24日日曜日なんですけども、午後から先ほどのテーマ別部会2部会を連続でやります。それから、5月に入りまして運営会議が10日、それから委員会が5月17日にありまして、その直前にもう一度運営会議をやることになっています。以上です。

今本部会長

全体を通じて何かご意見、ご発言ございませんか。どうぞ。

川上委員

川上です。第2次の流域委員会の役割として事業評価というのが入ってきたわけですが、先ほど河川調査官の方からお話がありましたが、我々は行政の事業評価ということに関して十分頭に入っておりません。したがって、例えば毎年度末に評価書を出すということになりますと、やはり何カ月間かの検討期間というのは設けなければいけないと思いますし、流域委員会のこれまでの姿勢として現場主義でいくということがありますので、やはり必要があれば現場にも出向いて、その上で評価する、意見を言うというふうにしたいと考えますので、そういう評価のサイクルといえますか、スケジュールといえますか、それとその手法ですね、これまでどのような評価書が出されたのかというふうな具体的な例も含めて、次回開かれる委員会でちょっとご説明いただくとありがたいと思うんですが、よろしくをお願いします。

今本部会長

そういう要望ですのでよろしくご返答ください。

では、以上をもちまして本日の委員会を終わらせていただきます。庶務に返します。

庶務（みずほ情報総研 鈴木）

それでは、淀川水系流域委員会第29回淀川部会を閉会いたします。ありがとうございました。

〔午後 1時 8分 閉会〕

議事録承認について

第13回運営会議（2002/07/16）にて、議事録確定までの手続きを以下のように進めることが決定されました。

1. 議事録（案）完成後、発言者に発言内容の確認を依頼する（確認期間2週間）。
2. 確認期限を過ぎた場合、庶務から連絡を行う。要望があった場合、1週間をめぐりて期限を延長し、発言者にその連絡を行う。
3. 延長した確認期限を経過した場合、発言確認がとれていない委員に確定することをお伝えし、発言確認がとれていない委員を議事録に明記したうえで、確定とする。